

安芸市地域防災計画

(震 災 対 策 編)

令和8年5月修正

安芸市防災会議

～目 次～

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	重点を置くべき事項	2
第4節	計画の効果的な推進	2
第5節	計画の修正及び周知徹底	2
第6節	安芸市の特性	
1	自然的条件	3
2	社会的条件	4
第7節	被害想定	6
第8節	安芸市防災会議	13
第9節	防災関係機関	
1	市及び防災関係機関の責務	13
2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	14
第10節	住民、事業所の責務	
1	住民	20
2	事業所の責務	20
第11節	第6次地震防災緊急事業五箇年計画	21

第2章 災害予防計画

第1節	都市の防災構造化に関する計画	
1	防災体制の強化	22
2	造成宅地の安全性の強化	22
3	河川・海岸線の整備	22
4	不燃化・耐震化の推進	22
5	地域防災拠点の整備	23
6	その他の拠点整備	23
7	避難路・輸送路の整備	23
8	ライフライン施設の耐震性の確保	23
第2節	漁港の防災機能の活用	23

第3節	防災知識の普及	
1	市職員に対する防災教育	24
2	市民に対する防災思想の普及	24
3	防災上重要な施設管理者等に対する教育	25
第4節	防災訓練	
1	総合防災訓練	26
2	防災関係機関等の訓練	26
3	自主防災組織等の訓練	26
4	図上訓練	26
第5節	自主防災組織の育成	
1	自主防災組織の育成	27
2	自主防災活動のリーダーの育成	27
3	自主防災組織の育成方法	27
4	自主防災組織の役割と活動内容	27
5	安芸市自主防災組織連絡協議会	28
第6節	自発的な支援への環境整備	
1	関係者相互の連携強化	29
2	自発的な支援を担う人材の育成	29
第7節	情報収集・伝達体制の整備	
1	通信施設の整備	29
2	使用方法の習熟	29
第8節	火災予防計画	
1	出火の防止	30
2	地域や職場における消火・避難訓練	30
3	民間防火組織の育成	30
4	予防査察の強化と建築物の不燃化の促進	30
5	火災拡大防止	30
第9節	消防水利の確保	
1	消防水利等の現状	31
2	整備計画	31
第10節	危険物施設等災害予防計画	31
第11節	土砂災害予防計画	
1	災害危険地域の現状把握とパトロールの実施	31
2	住民への周知	32
第12節	公共土木施設の地震津波対策	
1	河川施設対策	32

2	道路施設対策	32
3	海岸保全施設対策	32
4	漁港施設対策	33
5	鉄道施設対策	33
6	公園緑地施設対策	33
第13節	ライフライン等の対策	33
第14節	液状化対策	34
第15節	建築物等災害予防計画	
1	公共建造物等の災害予防	34
2	普及啓発活動	34
3	個人住宅の耐震診断、及び耐震改修	34
第16節	緊急輸送計画	
1	緊急輸送ネットワークの選定	35
2	輸送拠点の確保	35
3	輸送手段の確保	36
4	交通機能の確保	36
第17節	生活関連物資等の確保に関する計画	37
第18節	避難計画	
1	避難場所の指定	39
2	避難場所等の周知徹底	40
第19節	災害時の医療確保に関する計画	
1	災害医療体制の整備	40
第20節	災害時要配慮者対策	
1	在宅の要配慮者への支援	41
2	施設に入所（通所）する要配慮者への支援	41
3	避難場所の整備	41
4	安否確認	41
5	情報提供手段の確保	41
6	避難訓練への参加促進	42
第21節	津波災害警戒区域	
1	津波災害警戒区域の指定状況	42
2	人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び 伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達方法	42
3	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	42
4	津波に係る避難訓練の実施	42
5	要配慮者利用施設	43

6	ハザードマップの作成及び周知	43
---	----------------	----

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1	初動体制	44
2	災害対策本部の設置基準	44
3	災害対策本部の組織、事務分掌	45
4	防災資機材の整備・備蓄、交代要員の確保	47
5	防災関係機関の応援・協力体制	47

第2節 動員配備計画

1	勤務時間内参集	48
2	勤務時間外参集	49
3	参集者の服装、携行品	50
4	参集途上の緊急措置	50
5	被害状況等の報告	50
6	配備状況等の報告	50

第3節 災害情報収集・伝達計画

1	情報の受伝達概要	51
2	災害情報、災害状況等の収集・報告	52
3	広報活動	54

第4節 通信運用計画

1	機能の確認と応急復旧	54
2	通常の状態における通信連絡	55
3	災害時における通信の確保	55
4	通信施設の種別及び設置場所	56
5	防災行政無線の整備	56

第5節 応援要請計画

1	県、指定行政機関等に対する応援要請	57
2	他の市町村長等に対する応援要請	57
3	自衛隊の派遣要請	57

第6節 広報活動計画

第7節 消防活動計画

第8節 応急避難計画

1	避難指示等の実施責任者	60
2	避難指示等の基準	60
3	警戒区域の設定	60

4	避難指示等の伝達内容	60
5	避難方法	61
6	避難路の確保	61
7	避難人員等の掌握	61
8	避難指示等をした場合の報告	62
9	避難所の開設及び管理	62
10	学校、社会福祉施設等における避難対策	63
第9節 災害拡大防止活動計画		
1	消防活動	64
2	水防活動	64
3	救急・救助活動	64
4	被災建築物に対する応急危険度判定	65
5	被災宅地の応急危険度判定	65
第10節 災害時要配慮者避難計画		
1	災害時における対策	66
2	避難生活における対策	66
第11節 危険物施設等応急対応計画		
1	応急措置	66
2	応急復旧	67
第12節 緊急輸送活動計画		
1	輸送の対象	67
2	輸送方法	67
第13節 障害物除去計画		
1	障害物除去の対象	68
2	実地機関	68
3	除去した障害物の集積場所	69
第14節 地震災害警備計画		
1	任務	69
2	警備体制	70
3	社会秩序の維持活動	70
4	その他の災害警備活動等	70
5	車両運転者の心構え	70
第15節 飲料水、食料、生活関連物資の供給計画		
1	飲料水の供給	70
2	食糧の供給	71
3	生活関連物資の供給	72

第16節	医療救護計画	
1	医療救護の対象者	73
2	医療救護施設の設置	73
3	傷病者の搬送体制	75
4	応援の要請について	76
5	災害医療体制	76
第17節	保健活動計画	
1	保健活動の対象者	78
2	保健活動の場となる施設	78
3	保健活動の内容	78
第18節	防疫・保健衛生計画	
1	実施内容	80
第19節	廃棄物処理計画	
1	実施内容	81
2	避難所の防疫措置	82
3	報告	82
第20節	行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬計画	
1	行方不明者及び遺体の搜索	82
2	遺体の処理、収容	83
3	遺体の埋葬	83
4	搜索、処理、埋葬の記録	83
5	応援協力関係	83
第21節	犬、猫、特定動物等の保護及び管理計画	
1	市の活動	84
2	住民及び民間団体の活動	84
第22節	ライフライン施設の応急対応計画	
1	水道施設	84
2	下水道施設	84
3	電力施設	85
4	ガス施設	86
5	通信施設	86
第23節	教育対策計画	
1	施設・設備の応急復旧	87
2	応急教育対策	88
3	教材・学用品に調達及び配分方法	88
4	学校給食対策	88

5	教育実施者の確保	88
6	学校安全等	89
第24節	文化財保護対策計画	
1	被害の把握	90
2	被害の拡大防止	90
3	関係機関への情報連絡	90
4	歴史的建造物の保護	90
第25節	労務の提供	
1	実施責任者	91
2	民間協力体制	91
3	民間団体等への協力要	91
4	奉仕団の編成及び活動	92
5	労働者の雇用	92
第26節	災害時要配慮者への配慮	93
第27節	災害応急金融対策	
1	実施機関	93
2	現金供給の確保及び決済の機能の維持	93
3	金融機関の業務運営の確保	93
4	非常金融措置の実施	93
第28節	災害応急融資	
1	実施機関	94
2	農林水産業関係者への融資	94
3	中小企業への融資	94
4	災害復興建築物資金	95
5	被災私立学校災害復旧資金	95
6	被災医療機関等に対する災害復旧資金	95
7	母子・寡婦福祉資金	95
第29節	二次災害対策	
1	水害・土砂災害対策	95
2	高潮・波浪等の対策	95
3	被災建築物の応急危険度判定	95
4	爆発等及び有害物質による二次災害対策	96
第30節	建築物・住宅応急対策計画	
1	応急仮設住宅の設置	96
2	公営住宅等への入居斡旋	96
3	住宅の応急修理	96

4	資材等の確保	96
5	野外施設の設置	96
6	広域的な避難	97
7	事前準備	97
第3章 公共施設の応急対策計画		
1	建築物等の応急対策	97
2	土木施設の応急対策	97
第3.1節 自発的支援の受け入れ		
第3.2節 災害救助法の適用		
1	適用基準	98
2	災害救助法の適用手続き	98
3	救助の種類	99
4	被害状況認定基準	99
第4章 津波対策計画		
第4.1節 災害予防対策		
1	伝達体制の整備	100
2	津波避難体制の整備	100
3	危険地域における警戒意識の普及	101
4	避難路、避難場所の整備、充実	102
5	避難誘導體制の整備	102
6	避難訓練の実施	102
第4.2節 災害応急対策		
1	津波避難警報発令後の対策	102
2	海面監視	103
3	報道の聴取	103
4	避難指示等	103
5	避難の方法	103
6	応急対策活動情報の連絡	103
7	被害状況の報告	103
8	津波予想の伝達系統	104
9	津波に関する情報	105
第5章 災害復旧・復興計画		
第5.1節 復旧・復興の基本方向の決定		
1	基本方向	106

2	計画的復旧・復興	106
3	財産措置等	106
第2節	迅速な原状復旧の進め方	
1	被災施設の復旧等	106
2	がれきの処理	106
第3節	公共施設災害復旧計画	
1	災害復旧事業の種類	107
第4節	災害復旧に伴う財政援助及び助成計画	
1	激甚災害にかかる財政援助措置	108
第5節	災害復旧に対する融資、資金計画	
1	災害復旧に対する融資	109
2	被災者の生活の確保	110
3	国税等の徴収猶予及び減免措置	110
第6節	復興計画	
1	復興計画の進め方	110
2	被災者等の生活再建等への支援	111
3	被災者生活再建支援制度	112

第6章 重点的な取組み

第1節	強い揺れから身を守る対策	
1	建物の倒壊から身を守る	114
2	家具等の転倒から身を守る	114
3	揺れを感じたときの行動を身につける	114
4	火災による被害をおさえる	114
第2節	大津波から避難する対策	
1	津波の危険性を知る	115
2	津波の発生を知る	116
3	津波から避難する	116
4	避難の安全性を高める	116
第3節	震災に強い人・地域づくり対策	
1	学校・地域での防災教育	117
2	防災のエキスパートの養成	117
3	防災の視点に立った公共施設の整備	117
4	技術的・財政的支援	117

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	
1	推進計画の目的	118
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策 として行う事務又は業務の大綱	118
第2節	関係者との連携協力の確保	
1	資機材、人員等の配備手配	125
2	他機関に対する応援要請	125
3	帰宅困難者への対応	125
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
1	津波からの防護	126
2	津波に関する情報の伝達等	126
3	避難指示等の発令基準	126
4	避難対策等	126
5	消防機関等の活動	129
6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	129
7	交通対策	130
8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	131
9	迅速な救助	132
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保	
	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	132
	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等	133
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	133
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	133
4	災害応急対策をとるべき期間等	133
5	住民避難対策	134
6	消防機関・警察の取るべき措置	134
7	水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置	134
8	交通関係機関の取るべき措置	135
9	市が自ら管理又は運営する施設等に対する対策	136

10	滞留旅客等に対する措置	136
○	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等	136
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	137
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	137
4	災害応急対策をとるべき期間等	137
5	関係機関のとるべき措置	138
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	138
第6節	防災訓練計画	138
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
1	市職員に対する教育	139
2	地域住民等に対する教育	139
3	相談窓口の設置	140
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	140
別紙	南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域	141

第1章 総則

第1節 計画の目的

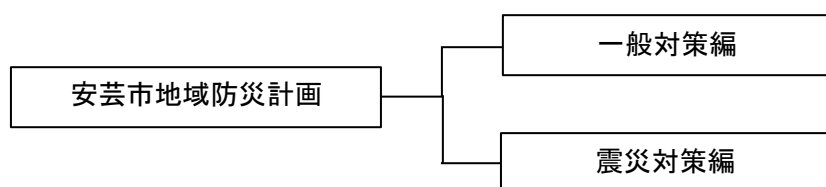
この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、本市にかかる地震対策に対処するため、次の事項を定めて、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に協力することにより、地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護することを目的とする。

- 1 市並びに市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- 2 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること
- 3 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること
- 4 災害復旧・復興に関すること
- 5 その他防災に関して必要なこと

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、作成されている「安芸市地域防災計画」の「震災対策編」として安芸市防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については、「安芸市地域防災計画」の「一般対策編」及び「東南海・南海地震防災対策推進計画」に定めるところによるものとする。

なお、本計画は、「高知県地域防災計画（震災対策編）」及び「安芸市自然災害想定調査」との整合性、関連性を有する。



第3節 重点を置くべき事項

本県は南海トラフを震源とする地震に、おおよそ100年～150年の周期で繰り返し襲われ、家屋の倒壊や津波により、多大な人命並びに財産を失ってきている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により広範囲に甚大な被害をもたらした。

このため本市においては東日本大震災の教訓や南海トラフの地震想定に基づき、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難計画、人づくり、地域づくり対策について、ソフト・ハード対策を総合的に推進する。

第4節 計画の効果的な推進

地域防災計画を効果的に推進するため、防災関係機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領 以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、アクションプランの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第5節 計画の修正および周知徹底

本計画は地震に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

特に「東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日公布）の施行に伴う、推進計画の作成等、必要な修正を迅速に行う。

また、本計画は、市職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

第6節 安芸市の特性

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

安芸市は、高知県の東部、北緯33度26分20秒～33度43分、東経133度49分～134度5分30秒に位置し、南は東西18.6Kmの海岸線により土佐湾に面し、南北は33.5Kmあり、北部は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町（旧木頭村）に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村と接している。

面積は、317.16Km²である。

(2) 地質・地形

安芸地方の四万十帯は、その大部分をしめる北側の北帯と、その南側をしめる南帯に分けられる。北帯と南帯をかぎるのは安芸構造線であり、同構造線以北の北帯は白亜系に属し、砂泥互層と混在岩（泥質岩中に枕状溶岩・チャートを含む）に大別できる。

地質構造は、主として北に傾斜した単斜構造を示し、多数の高角度逆断層によって区切られている。

四万十帯南帯には、上部白亜系の未区分層と古第三系の大山岬層が分布し、礫岩・砂岩・泥岩よりなり、その構造は1つの背斜と向斜に支配されている。

地形的範囲は、安芸山地より土佐湾にかけての山稜から海岸段丘及び低地にいたる地域である。北東部より南西方向に伸びる山地は、四国東南部の根幹の一部にあたる標高700～1200mの大起伏山地、それに次ぐ中小の起伏山地が海にせまり、大山岬等の海食崖を伴った岩石海岸に至っている。その間を開析している中小河川は、主として流下方向が北東から南西方向に向かっている。

安芸川、伊尾木川河口は高波で閉塞しやすく、付近の宅地、農地の一部に浸水被害もしばしば生じている。津波発生時の遡上にも注意が必要とされている。

段丘は室戸岬から連続分布し、発達した海岸段丘が特徴的で東部ほど高度が高く、西部に至るほど高度が下がり一部丘陵化している。

低地の分布は、海岸地帯に浜堤、砂州が形成され、その背後地には安芸川、伊尾木川の下流部に平野の形態を整えた扇状地性の低地が開けている。扇端部は湧水帯が分布する三角州性低地で、同時に浜堤の後背湿地であり、安芸市自然災害想定調査により液状化現象が発生することが指摘されている。

(3) 気 候

令和2年は、平均気温17.9度、最低気温-1.1度、最高気温33.7度、降水量2,384.5mmとなっている。

日最大雨量は、梅雨期や台風期に記録されており、大雨時の震災では二次災害への対応も考慮する必要がある。冬季(12月~2月)は月雨量100mm以下と乾燥しているため、火災被害の拡大への配慮が必要である。

また、応急対策上、夏季は高温多湿となり食中毒等に、冬季は最低気温がマイナスとなることへの対策等に留意する必要がある。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は、令和2年国勢調査によれば16,243人であり、人口の推移は微減傾向である。

世帯数は、7,307世帯で、一世帯当たりの人員は、2.2人と減少傾向にある。

特に山間部は、過疎化と並行して高齢化が進んでいるため、防災教育の充実や自主防災組織の育成を図り、被災時の応急対応に留意する必要がある。

地区別人口と世帯

(令和2年10月1日現在国勢調査)

地 区	世 帯 数	人 口			世 帯 当 り 人 員 (人)	面 積 (k m ²)	人 口 密 度 (k m ²)
		総 数 (人)	男 (人)	女 (人)			
安 芸	3,204	6,376	3,070	3,306	2.0	5.26	1,212
伊尾木	610	1,314	632	682	2.2	21.19	62
川 北	1,115	2,847	1,309	1,538	2.6	10.53	270
東 川	107	199	91	108	1.9	160.84	1
土 居	764	1,833	872	961	2.4	2.58	710
井ノ口	785	1,814	870	944	2.3	8.75	207
畑 山	77	138	70	68	1.8	83.24	2
穴 内	252	632	304	328	2.5	10.13	62
赤 野	393	1090	536	554	2.8	4.82	226
計	7,307	16,243	7,754	8,489	2.2	317.16	51

(2) 建 物

令和3年5月1日現在、本市の建物数は課税家屋総数20,552棟で、のうち木造建物は、17,736棟となっており、木造率86.3%である。

防災上重要な施設の立地地域が液状化危険地域や地震動の増幅が心配される地域と重なっているため、ボーリング調査や地盤条件に基づく耐震診断と耐震性の強化が必要である。

また、地震時の河川堤防の液状化の診断とその防止対策についての検討が必要である。

建物の構造・用途別内訳

(令和3年5月1日現在)

木 造 家 屋			非 木 造 家 屋		
種 別	課税家屋数	構成比%	種 別	課税家屋数	構成比%
専用住宅	9,506	46.2	住宅・アパート	945	4.6
共同住宅・寄宿舍	73	0.4	事務所・銀行・店舗	274	1.3
併用住宅	952	4.6	病院・ホテル等	25	0.1
事務所・銀行・店舗	198	1.0	工場・倉庫	1,068	5.2
病院・旅館等	24	0.2	その他	504	2.5
工場・倉庫	486	2.3			
その他	6,497	31.6			
計	17,736	86.3	計	2,816	13.7

総 数 課税家屋数 20,552 構成比 100.0 %

(3) 道 路

市街地への出入り口は、芸西村、安田町に通じる国道55号以外には無く、過去にも陸の孤島となった経緯もあり、応急対策や復興対策上複数のルートの整備が望まれる。

市域は広く、県道及び市道の総数は9本と1,103本で、総延長84Kmと483Kmになっているが、幅員のせまい道路が多く、特に起伏の大きい山間地の道路は崩壊が発生しやすく計画的な、整備が望まれる。このような地理的条件から支援や救援の経路がふさがれ、一時的に孤立する可能性が考えられるため、少なくとも3日間は生き延びられる防災体制が必要である。

第7節 被害想定

災害の特徴

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、おおよそ100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の30年以内の発生確率は80%程度と公表している。

東日本大震災ではこれまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生した。このため本市の対策に幅を持たせて万全を期すため、南海トラフの巨大地震モデル検討会による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」(平成24年12月)に基づき、規模の異なる2つの地震の被害を想定する。

(1) 最大クラスの地震・津波(南海トラフの巨大地震：レベル2)

- 現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- 現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

ア 前提条件

- (ア) 地震
 - ・ マグニチュード9.0
 - ・ 東側ケース
 - ・ 震度6弱～7
- (イ) 津波
 - ・ マグニチュード9.1
 - ・ 四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
 - ※ 予想される最大浸水深は別図1, 2を参照
- (ウ) 想定条件
 - ・ 冬の深夜に地震が発生
 - ・ 避難速度は1分あたり35m
 - ・ 浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難

イ 被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の2ケース推定されている。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおり。

(ア) 現状

- ・ 避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が20%、20分後に避難開始が50%、津波が到達してから避難開始が30%
- ・ 平成25年3月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮
- ・ 住宅の耐震化率は74%

(イ) 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
- ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
- ・住宅の耐震化率は 100%

①人的被害

人口 20,361 人（H17 国勢調査） -：未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	
		うち重傷者			うち重傷者	
建物倒壊	390	1,700	940	40	450	260
急傾斜地崩壊	10	10	若干数	—	—	—
津波	1,300	90	30	50	0	0
火災	100	20	10	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	1,800	1,800	980	90～	450～	260～

（平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より）

②建物被害

総棟数 13,807 棟 -：未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被害の要因	全壊 (棟)		半壊 (棟)
	現状	対策後	現状
液状化	30	—	140
揺れ	6,000	700	3,000
急傾斜地崩壊	20	—	20
津波	3,500	—	770
地震火災	130	—	—
小計	9,700	—	3,900

（平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より）

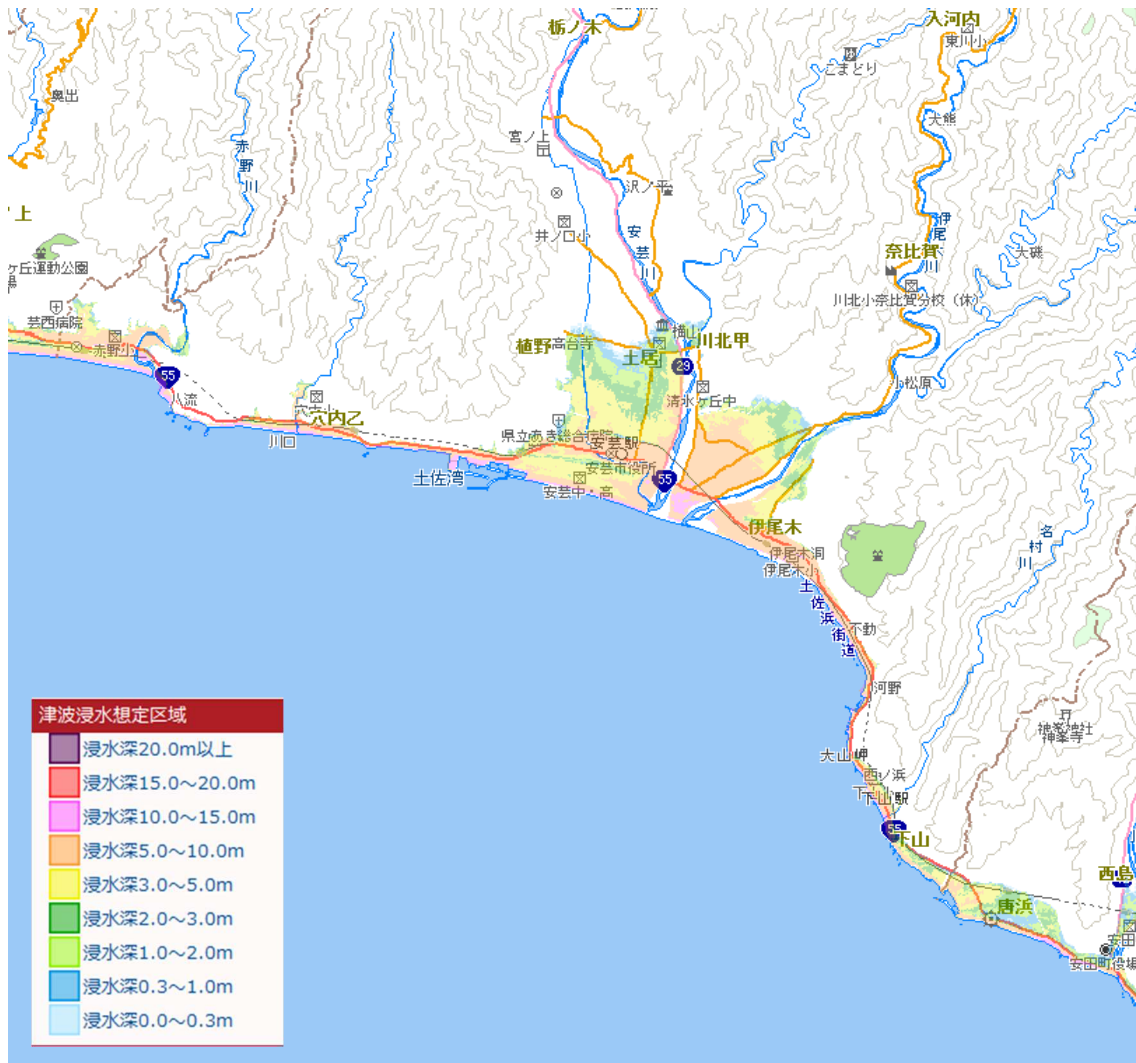
③ 1 日後の避難者数

	現状	対策後
避難所への避難者 (人)	11,000	8,900
避難所外への避難者 (人)	6,200	4,600
合計	17,000	13,000

（平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より）

④津波浸水予測

[高知県版第2弾]南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）津波浸水予測図より。



別図1 レベル2の安芸市域津波浸水深予測図
(高知県ホームページより)

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（レベル1）

- 平成 15 年度に県が公表した地震・津波予測を、最新の地形地盤データにより再度推計したもの

ア 前提条件

(ア) 想定地震

震源域 紀伊半島から足摺岬にかけての沖合約 200 km の南海トラフから一部陸域を含む陸側の区域

地震規模 マグニチュード 8.4（1854 年 安政南海地震規模）

震度状況 震度 5 強～ 7

※ 予想される最大浸水深は別図 3, 4 を参照

(イ) 想定条件 ・冬の深夜に地震が発生

・避難速度は 1 分あたり 35m

・浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難

イ 被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の 2 ケース推定されている。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおり。

(ア) 現状

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 20%、20 分後に避難開始が 50% 津波が到達してから避難開始が 30%
- ・平成 25 年 3 月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は 74%

(イ) 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
- ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
- ・住宅の耐震化率は 100%

①人的被害

人口 20,361 人 (H17 国勢調査) - : 未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	
		うち重傷者			うち重傷者	
建物倒壊	20	380	220	若干数	20	10
急傾斜地崩壊	若干数	若干数	若干数	—	—	—
津波	200	100	30	若干数	0	0
火災	若干数	10	若干数	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	220	490	250	若干数	20~	10~

(平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より)

②建物被害

総棟数 13,807 棟 - : 未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被害の要因	全壊 (棟)		半壊 (棟)
	現状	対策後	現状
液状化	30	—	120
揺れ	270	10	1,800
急傾斜地崩壊	若干数	—	10
津波	810	—	1,300
地震火災	240	—	—
小計	1,300	—	3,200

(平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より)

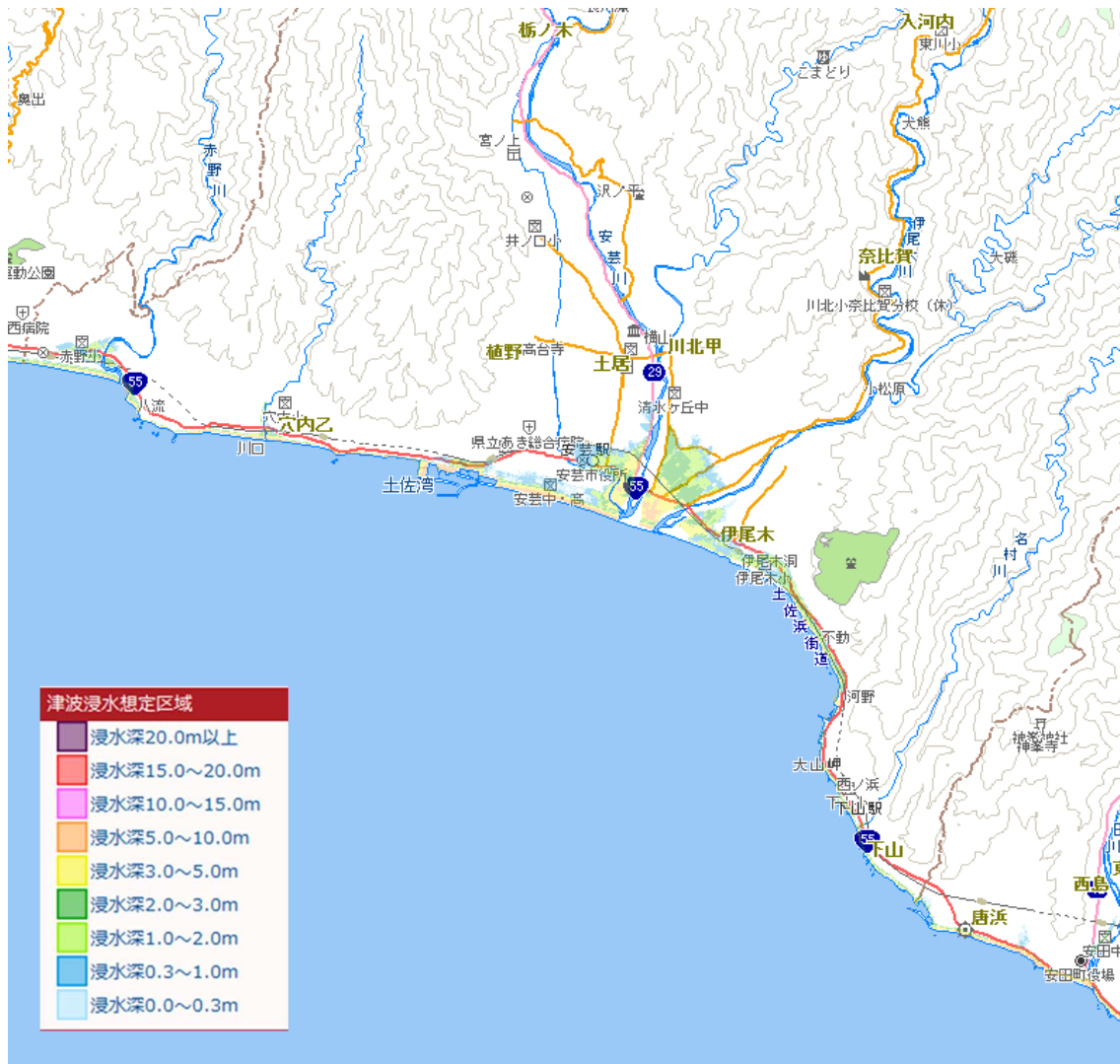
③ 1 日後の避難者数

	現状	対策後
避難所への避難者 (人)	3,300	2,800
避難所外への避難者 (人)	1,700	1,400
合計	5,000	4,200

(平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より)

④津波浸水予測

[高知県版第2弾]南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）津波浸水予測図より。



別図2 レベル1の安芸市域津波浸水深予測図

(3) 過去の地震と被害

過去の南海トラフによる地震

- 684年11月29日 白鳳大地震
- 887年 8月26日 仁和大地震
- 1099年 2月22日 承德大地震
- 1361年 8月 3日 正平南海大地震
- 1604年12月16日 慶長地震
- 1707年10月28日 宝永大地震
- 1854年12月24日 安政南海地震
- 1946年12月21日 昭和南海地震

昭和南海地震の安芸市域の被害状況

死 者	9人
負傷者	41人
全 壊	168棟
半 壊	314棟
焼 失	0棟

第8節 安芸市防災会議

安芸市防災会議の組織及び運営に関しては、関係法令、安芸市防災会議条例の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりであり、その運営については市全体に係る総合的かつ計画的な防災を実現するため、これら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

防災会議の組織

会長（市長）

委員（安芸市防災会議条例第3条第5項の規定により選出されたもの）

防災会議の庶務（危機管理課）

第9節 防災関係機関

1 市及び防災関係機関の責務

(1) 市は、防災の基礎的地方公共団体として、関係機関等の協力を得て、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

(2) 防災関係機関の防災に関する組織の整備

市の地域に係る防災に関係ある機関は、市地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

特に、南海地震対策の総合的な推進を図るための全庁的な組織「安芸市南海地震対策推進本部」を設置する。

(3) 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

(4) 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施に当たっては、協力団体の特徴、性格に応じた協力体制の確立に努めるものとする。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 地方自治体

機関名	事務又は業務
安芸市	ア 安芸市地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 ケ 消防、水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医薬品、その他物資の確保 ス 災害時の保健衛生及び応急教育 セ その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ソ 災害復旧・復興の実施
高知県	ア 地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示 ケ 水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医療品、その他物資の確保 ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ソ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 タ 災害復旧・復興の実施

(2) 指定地方行政機関

<p>四国管区警察局</p>	<p>ア 管区内各警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 管区内各警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 エ 警察通信の確保及び統制 オ 管区内各警察への気象予警報の伝達</p>
<p>四国財務局 高知財務事務所</p>	<p>ア 公共土木施設災害復旧事業査定立会 イ 農林水産業施設災害復旧事業査定立会 ウ 災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 ①預貯金の払い戻し及び中途契約 ②手形交換、休日営業等 ③応急資金に係る融資相談 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付 カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>
<p>四国厚生支局</p>	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
<p>中国四国農政局</p>	<p>ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業 カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
<p>中国四国農政局 高知地域センター</p>	<p>災害時における応急食料の緊急引き渡し</p>
<p>四国森林管理局</p>	<p>ア 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施</p>

	<p>イ 保安林（国有林）の整備保全</p> <p>ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整</p> <p>エ 民有林における災害時の応急対策等</p>
四国経済産業局	<p>ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保</p> <p>イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>ウ 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等</p>
中国四国産業保安監督部四国支部	<p>ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等</p> <p>イ 危険物等の保安の確保</p> <p>ウ 鉱山における災害の防止</p> <p>エ 鉱山における災害時の応急対策</p>
四国運輸局高知運輸支局	<p>ア 災害時における自動車による輸送の斡旋</p> <p>イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋</p>
大阪航空局高知空港事務所	<p>ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保</p> <p>イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</p>
高知海上保安部	<p>ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒</p> <p>イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</p> <p>ウ 海上における人命救助</p> <p>エ 避難者、救援物資等の緊急輸送</p> <p>オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査</p> <p>カ 海上における流出由事故に関する防除措置</p> <p>キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</p> <p>ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</p> <p>ケ 海上治安の維持</p> <p>コ 海上における特異事業の調査</p>
高知地方气象台	<p>気象、地象及び水象に関する予警報等の発表及び関係機関への伝達</p>
四国総合通信局	<p>ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導</p> <p>イ 高知地区非常通信協議会の育成指導</p> <p>ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</p> <p>エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</p> <p>オ 災害時における通信機器の供給の確保</p>

高知労働局	<p>ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</p> <p>イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</p> <p>ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</p> <p>エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</p> <p>オ 労働条件の確保に向けた総合相談</p> <p>カ 事業場の閉鎖時による賃金未払い労働者に対する未払い金立替払い</p> <p>キ 被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>ク 労働保険料の納付に関する特例措置</p> <p>ケ 雇用保険の失業認定</p> <p>コ 被災事業所離職者に対する求職者給付</p>
四国地方整備局	<p>ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p> <p>ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</p> <p>エ 直轄河川の水質事故対策、通報等</p> <p>オ 直轄ダムの放流等通知</p> <p>カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</p> <p>キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策</p> <p>ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</p> <p>ケ 災害関連情報の伝達・提供</p> <p>コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動</p> <p>サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</p>

(3) 自衛隊

<p>ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>イ 市が実施する防災訓練への協力</p> <p>ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の警戒、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）</p> <p>エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与</p>

(4) 指定公共機関

日本放送協会	<p>ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底</p> <p>イ 災害時における広報活動及び災害状況等の速報</p> <p>ウ 生活情報、安否情報の提供</p> <p>エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力</p>
NTT 西日本(株)	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常電話の確保及び気象予警報の伝達</p>
(株)NTT DOCOMO 四国	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常通話の確保</p>
ソフトバンク(株)	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常通話の確保</p>
楽天モバイル (株)	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常通話の確保</p>
郵便事業(株)郵便 局(株)	<p>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分</p> <p>オ 被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除</p> <p>カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い</p> <p>キ 通信病院の医療救助活動</p> <p>ク 簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請</p> <p>ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立て金による短期融資</p>
日本銀行	<p>ア 現金の確保決済機能の維持</p> <p>イ 金融機関の業務運営の確保</p> <p>ウ 非常金融措置の実施</p>
日本赤十字社	<p>ア 災害時における医療救護</p> <p>イ 遺体の処理及び助産</p> <p>ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>エ 被災地応急救護班の編成、派遣の措置</p> <p>オ 被災地に対する救援物資の配付</p> <p>カ 義援金の募集受付</p> <p>キ 防災ボランティアの登録及び育成</p> <p>ク 防災ボランティアの活動調整</p> <p>ケ 各種ボランティアの調整、派遣</p>

西日本高速道路 (株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	ア 鉄道施設等の保全 イ 救援物資および避難者の輸送協力
四国電力送配電 (株)	ア 電力施設の保全、保安 イ 電力の供給
KDDI(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害時における通信の疎通確保
(一社)高知県 LP ガス協会	ア ガス施設の保全、保安 イ ガスの供給
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテ レビ(株) (株)エフエム高 知	ア 気象予警報の放送 イ 災害時における広報活動 ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 エ 住民に対する防災知識の普及 オ 生活情報・安否情報の提供
土佐くろしお鉄 道(株)	ア 鉄道施設等の保全 イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通 (一社)高知県 バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者 等の郵送の協力
(一社)高知県ト ラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医 師会	ア 災害時における救急医療活動 イ 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」に基づき各郡 市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救 急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う

(5) 公共的団体

ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

(ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

(イ) 生産物の災害応急対策の指導に関すること

(ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材斡旋に関すること

(エ) 生産物の需給調整に関すること

イ 商工会議所

(ア) 商工業者への融資斡旋に関すること

- (イ) 災害時における中央資金源の導入に関すること
- (ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及び斡旋に関すること
- (エ) 物価安定についての協力に関すること
- ウ 厚生、医療、社会事業団体
 - (ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
 - (イ) 災害時のり災者の保護、医療救護及び収容に関すること
- エ 文化、教育事業団体
 - (ア) 災害時における炊き出し、り災者の救助、救護に関すること
 - (イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関すること
- オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (ア) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

第10節 住民、事業所の責務

1 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。

2 事業所の責務

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

災害時に果たす役割

- (ア) 従業員や利用者等の安全確保
- (イ) 事業の継続
- (ウ) 地域への貢献・地域との共生
- (エ) 二次災害の防止

第 1 1 節 第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフを震源とする巨大地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。

○計画年度 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 箇年間

施設別	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	担当課	所管省庁
避難路	都市防災 総合推進事業	1箇所 0.14km	30.0	R3	危機管理課	国土交通省
消防用施設	耐震性貯水槽 (40m ³)	4基	30.0	R4, R6	消防本部	消防庁
備蓄倉庫	都市防災 総合推進事業	2箇所	130.0	R3~R7	環境課	国土交通省
避難地	都市防災 総合推進事業	0.75ha 5箇所	629.5	R3~R5	危機管理課	国土交通省

第2章 災害予防計画

地震の発生は自然現象であり、現在の科学技術では防止することは不可能である。しかしながら、地震の発生に際して被害を軽減することは可能である。

そのためには、防災関連施設整備等のハード面及び防災知識の普及等のソフト面の両面において、本市の災害危険性と関連づけて予防計画を作成する必要がある。

こうした観点から地震災害の予防に関する計画は次のとおりとする。

第1節 都市の防災構造化に関する計画

(都市計画マスタープランより抜粋)

1 防災体制の強化

- (1) 大規模な災害に対し、既存消防体制の拡充・強化を図り、広域的な視点での防災体制の確立を検討する。また、市民の自主防災活動促進のため啓発に努め、各地域単位の自主防災組織の編成を進める。
- (2) 市民を災害から守るため、通信情報システムとしての地域防災情報システムを構築する。
- (3) 災害時の混乱を避けるため、市民への防災マップ等を用いた避難経路及び避難施設の周知徹底を図る。

2 造成宅地の安全性の強化

市街地及びその後背地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を行う。

3 河川・海岸の整備

海浜部では、今後、地震や津波に対する備えが必要であると同時に、避難、救援が円滑に行えるよう防潮堤等の整備が必要である。

4 不燃化・耐震化の推進

地震・火災に強いまちづくりを進めるため、耐震防火水槽等の整備、生垣設置、宅地内植栽を推進し、老朽化した木造建物が密集する既成市街地については、不燃化・耐震化が推進されるよう啓発する。

5 地域防災拠点の整備

- (1) 小学校区をコミュニティ単位とし、学校施設を防災拠点と位置づけることにより、避難・救援活動の効率化を図る。
- (2) 災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点の拡充整備を図る。

6 その他の拠点整備

- (1) 市役所は災害対策本部として機能することに加え、情報通信機能や備蓄機能等を備え、地域防災拠点を支援・補完できるよう災害対応設備の充実を推進する。
- (2) 市中央部で空き地を確保しやすい箇所にヘリコプター発着場を備えた物資の輸送基地を設けることとし、安芸市宮野球場、安芸高校野球場、安芸中学校、及びニッポン高度紙工業を位置づける。

7 避難路・輸送路の整備

- (1) 避難路には、補助幹線道路、通学路や中心地区への主要道路を位置づけ、沿道建物の不燃化、緑地帯の確保を進めるなど、防災機能の強化を検討する。また、緊急車両が通行する救援・救助動線として機能する路線については6 m以上（緊急車両融合・活動有効幅員）を確保するなど、安全性・防災性の向上を検討する。
- (2) 物資補給及び人員動員のためのルートとして、主要幹線道路を位置づけ、災害時のスムーズなネットワーク化を図る。

8 ライフライン施設の耐震性の確保

- (1) 老朽水道管の敷設換えによる耐震化の推進や、電力・電話施設の耐震化への協力等により、ライフラインの確保を図る。

第2節 漁港の防災機能の活用

本市は、市外へ通じる国道55号の新城・大山において高潮やがけ崩れで通行止めとなり孤立した経過がある。震災後の緊急物資輸送や避難者の大量輸送手段として残されたものは、海上のみとなることが想定されることから、安芸漁港を復興拠点漁港として位置づけ耐震強化岸壁の整備を県に要望する。

第3節 防災知識の普及

1 市職員に対する防災教育

職員は、計画実行上の主体として、災害時適切に判断、行動し、地域における防災活動をリードできるよう、日ごろから本計画はもとより、防災の知識を身につける必要があり、次の項目について計画的に教育を行う。

- (1) 地域防災計画の周知
- (2) 動員、配備体制の随時見直しと周知
- (3) 地域の自主防災組織の育成・支援
- (4) その他の地震対策において必要な事項

2 市民に対する防災思想の普及

市民に対してそれぞれの地域の災害危険性を周知させるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災意識を醸成し、地域防災力の向上を図る。

(1) 普及の方法

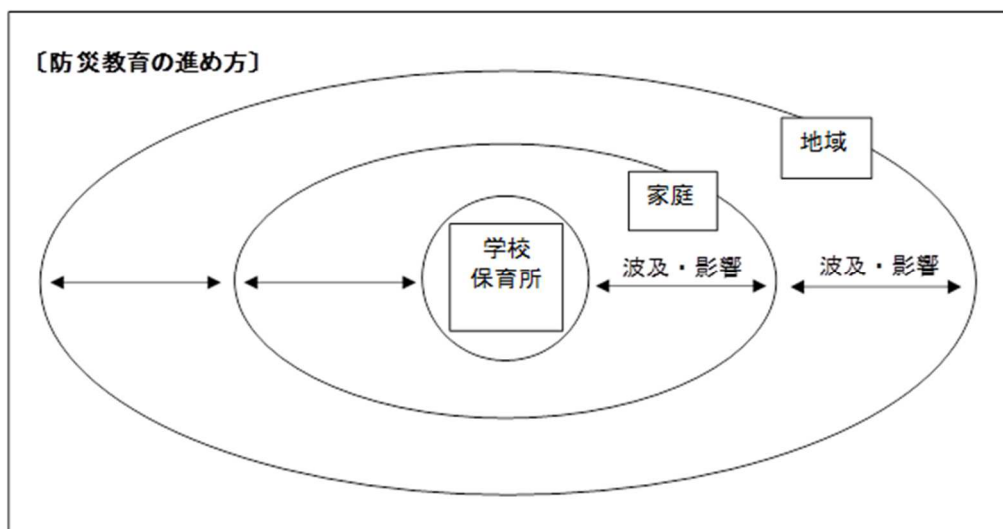
ア 地震、津波等の講演会の実施

イ 生涯学習を通じての普及

(ア) 学校教育において震災対策を学び、避難訓練等の防災関係行事を実施し、震災上必要な知識の普及に努めるものとする。

○これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

○学校（保育所）現場での取り組みを家庭、地域へと広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。



- 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- 学校（保育所）、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
- （イ）社会教育においては、PTA、公民館、女性団体等の行事等の社会教育の機会を活用して、震災上必要な知識の普及に努める。
- （ウ）広報媒体等による普及
 - 市広報紙による普及
 - 印刷物による普及

（２）普及の内容

- | | |
|----------|--|
| （知 識） | <ul style="list-style-type: none"> ○各機関の実施する防災対策 ○災害の基礎知識 ○地域の災害特性・危険場所 |
| （災害への備え） | <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所や避難経路の確認 ○家具等の固定、家屋・塀・擁壁等の安全対策 ○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 ○2～3日分の食糧、飲料水、物資の備蓄 ○非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備 |
| （災害時の行動） | <ul style="list-style-type: none"> ○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 |

3 防災上重要な施設管理者等に対する教育

防災上重要な施設の管理者等に対し、震災に関する知識や管理者の責務等の教育・指導を行い、その資質の向上を図る。特に、出火防止、初期消火、避難やパニック防止等、災害時の行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自主防災組織の育成強化を図る。

第4節 防災訓練

防災は訓練の積み重ねにより大きな効果が期待できるものであり、又、本計画が実際に機能するかなどの検証を行い、絶えず見直しを図るためにも、訓練を繰り返し実施する。

1 総合防災訓練

市、消防機関、防災関係機関、事業所、地域住民が一体となって防災訓練を実施する。また、県の関係機関や防災ヘリコプター及び応援協定を結んでいる団体とも協力・連携して実施する。

(1) 訓練内容

- ア 動員訓練
- イ 情報収集・伝達、広報訓練
- ウ 避難指示等、避難誘導訓練
- エ 交通対策訓練
- オ 混乱防止訓練
- カ 火災防御訓練
- キ 食糧、飲料水、医療、その他の救援活動訓練
- ク ライフライン復旧訓練
- ケ その他

2 防災関係機関等の訓練

大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関は、実施すべき業務を的確に処理することが要求されるので、動員、通信、津波情報伝達等、個別に訓練を繰り返し実施する。

3 自主防災組織等の訓練

消防団等の協力を得て、地域の防災能力を高めるための訓練を実施する。

4 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携して実施する。

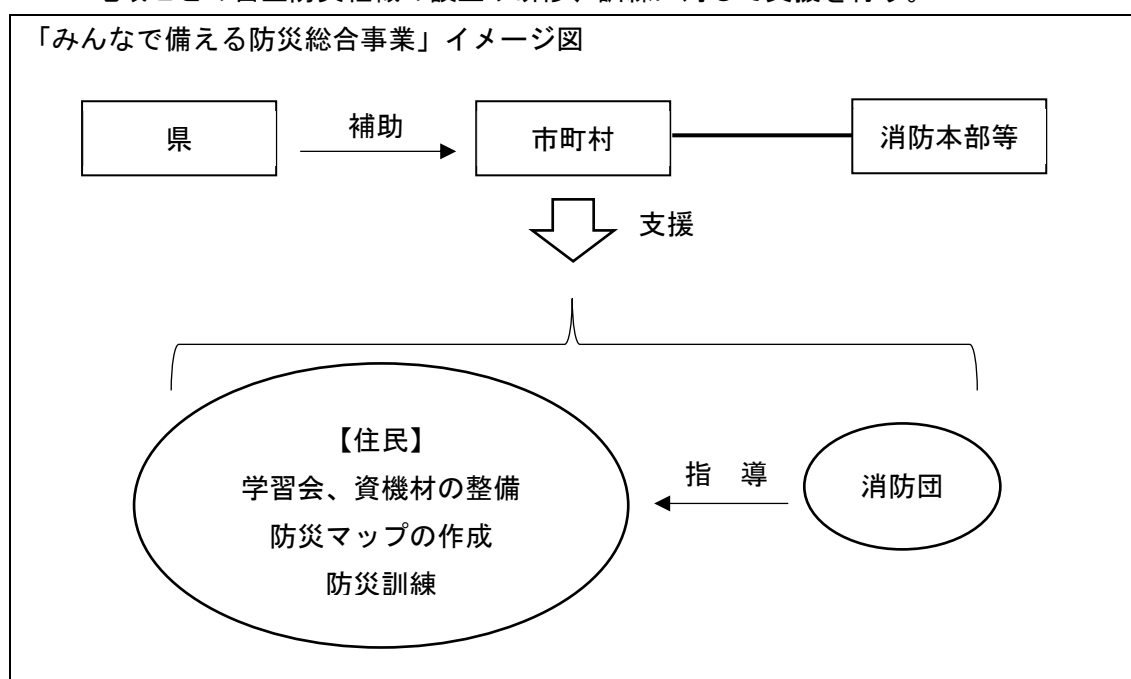
第5節 自主防災組織の育成

地域住民一人ひとりの防災意識を高め、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を作るため、まちづくり懇談会や町内会組織を基礎として、組織育成への支援・助成を行う。

また、総合防災訓練等への参加を通じて、防災関連機関との連携の強化や活動の実効性を高める。

1 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。



2 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施する。

3 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 活動拠点施設の整備支援

4 自主防災組織の役割と活動内容

- (1) 自主防災組織の役割

ア 自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

(ア) 地域で起こる災害について正しい知識を広める取組み

(イ) 災害発生時に安全に避難する取組み

(ウ) 高齢者等要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ
て、どの活動を行うか決める

ア 平常時の活動

(ア) 災害時に関する知識の普及

(イ) 地域における危険箇所の把握と周知

(ウ) 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知

(エ) 防災訓練の実施

(オ) 高齢者、障害者等要配慮者の把握

(カ) 家庭における防災点検の実施

(キ) 情報収集、伝達体制の確認

(ク) 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄、点検

イ 災害時の活動

(ア) 集団避難、要配慮者の避難誘導

(イ) 地域住民の安否確認

(ウ) 救出、救護

(エ) 初期消火活動

(オ) 情報の収集、伝達

(カ) 給食、給水の実施及び協力

(キ) 避難所の運営に対する協力

5 安芸市自主防災組織連絡協議会

本会は、自らの地域は自らで守るため、地震その他の災害に備えて、自主防災組織相互並びに関係機関との連絡を密にすることにより、災害時における自主防災組織の災害対応能力の向上を図ることを目的に以下の事業を行う。

(1) 自主防災会相互の連絡及び情報交換に関すること

(2) 防災活動の実施運営に関すること

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティア等の自発的な支援が被災者の大きな助けとなることから、支援体制の環境整備を進める。

1 関係者相互の連携強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議をする。

2 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

第7節 情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、伝送路の切断や運用の不慣れ等により、通信不能が発生することが予想され、災害対策本部の機能が極端に低下するおそれがある。通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備や、通信業務に慣れさせるなどのソフト面の充実を図り、災害に強い通信情報ネットワークを構築する。

1 通信施設の整備

通信施設については、機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。電話回線については、防災用電話を災害時優先電話として指定するほか、携帯電話の活用を増やしていく。

防災行政無線の充実や地域防災無線の整備を促進するほか、アマチュア無線についても、愛好家の把握に努め協力体制を確保していく。

データの収集については、国、県から地震情報、津波情報等の情報を受ける通信網の整備を図る。

2 使用方法の習熟

地震災害時に通信機能を有効に活用できるよう、閉庁日や夜間の想定、複数の運用者の教育等、適正な運用ができる参集体制を確立し、習熟に努める。

(1) 教育の区分

- ア 平常業務での訓練
- イ 通話試験
- ウ 通常点検、総合点検
- エ 個別通信訓練
- オ 他の機関との連携通信訓練
- カ 総合通信訓練
- キ 災害想定訓練
- ク マニュアルの整備

第8節 火災予防計画

1 出火の防止

地震発生時には、火気使用設備・器具の転倒等や、電気火花による漏洩ガスへの引火等により同時多発出火し延焼する恐れがあるので、住民に対する出火防止のための防災教育や、危険物施設等の把握、予防査察を定期的実施する。

2 地域や職場における消火・避難訓練

家庭や職場における地震時の火災防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練を通じて徹底を図る。

3 民間防火組織の育成

地震に伴う火災では、自主防災組織や住民の初期消火が重要となることから、自主防災組織、婦人防火クラブ等の育成を図る。

4 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険性がある箇所を明らかにし、火災の未然防止と建築物の不燃化を促進する。

5 火災拡大防止

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定める。

(2) 消防団の強化

消防団員の教育訓練、消防団用資機材の整備等消防団の強化、活性化を図る。

第9節 消防水利の確保

1 消防水利等の現状

耐震性の防火水槽やプール、河川水、海水等の自然水利の活用を図るため、消防水利の整備を促進する。

2 整備計画

震災時においては、消火栓は水道施設の破壊等により、旧来の防火水槽は本体の損傷によって使用不能となる可能性があるため、消防水利の確保を計画的に行う。

また、木造住宅が密集している地区等の延焼危険度の高い地区に、耐震性防火水槽を設置する。

第10節 危険物施設等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物施設が被災すると広範囲な被害が予想されるので、地震・津波発生時に危険性が高いものについて、施設の現状把握を行い、製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上と二次災害発生の予防を図るものとする。

また、施設の安全指導や保安教育及び訓練の実施及び施設の耐震化の促進を図る。

さらに、学校等における危険物、毒物劇物等薬品についても転倒防止や落下防止等の指導を行う。

第11節 土砂災害予防計画

1 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

土砂災害を起こす可能性のある場所は、定期的にパトロールを実施、保全対策の進捗状況等当該危険個所の現況を常時把握しておく。

(1) 地すべり等防止対策

市域内においては、地すべりによる災害は梅雨期、夏季は特に災害発生が予想されるので、その防止対策を強力に推進する。

(2) 土石流防止対策

関係機関等は、常に危険地域の実態の把握に努めるとともに、降雨期には地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。

ア 治山

市域内の山林は、281Km²であるが、実態を把握し、山地の崩壊に起因する災害を防止するため、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地の予防事業を強化し、上流山地の土砂流出を防止する。

イ 保安林の整備・強化

市域内の土砂流出防備保安林は、全森林の12.4%が指定されているが、関係機関と協議して基本的な計画を作成し、長期的、総合的整備策の推進を図る。

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として危険箇所の把握と防災パトロールを関係機関が協力し、定期的に年1回以上実施する。

(4) 農地及び農業用施設災害防止対策

規模が大きい地すべり、堰水、ため池整備や農地の侵食及び崩壊、用排水路等の施設整備について検討する。

2 住民への周知

住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図る。

第12節 公共土木施設の地震津波対策

地震動・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

地震防災対策上整備すべき施設等は、「第6次地震防災緊急事業5箇年計画」を中心に整備を図っていく。

整備を進めるにあたっては、市及び施設管理者は、特に次の点に留意する。

1 河川施設対策

津波を防ぐ樋門等開口部の閉鎖

2 道路施設対策

(1) 津波から避難するための道路・橋梁の安全性の確保

(2) 応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保

3 海岸保全施設対策

- (1) 地震動に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保
- (2) 津波を防ぐ陸閘等の閉鎖

4 漁港施設対策

- (1) 復興拠点漁港として震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保
 - (ア) 耐震強化岸壁の整備
- (2) 漁港に隣接する地域において、津波到達時間内に避難できない住民を対象とした避難路及び避難場所の確保

5 鉄道施設対策

- (1) 地震動に対する安全性の確保
- (2) 津波に対する安全性の確保及び避難所としての活用

6 公園緑地施設対策

地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

第13節 ライフライン等の対策

各施設管理者は地振動・津波に対する機能維持を図る。さらに応急復旧体制の整備を図るとともに、特に、次の事項に留意する。

- (1) 水道施設対策（緊急的な給水体制の整備）
- (2) 下水道施設対策
- (3) 電力施設対策（緊急的な電力供給体制の整備）
- (4) ガス施設対策（緊急的なガス供給体制の整備）
- (5) 通信施設対策（緊急的な通信体制の整備）

第14節 液状化対策

安芸川右岸の国道の両側及び伊尾木川両岸の平野部には、多数の河道跡地があり、これらの周辺には液状化の恐れがある。

液状化現象の発生による被害を防止、軽減するための対策工法を建築設計業者や建設業協会に周知する。

第15節 建築物等災害予防計画

1 公共建造物等の災害予防

防災上重要な拠点建物である市の施設については、災害直後の初動時にできるだけ平常に近い状態で使用できるよう耐震化し、非常電源等設備面の対応を行う必要がある。

新耐震基準制定以前の公共建物のうち拠点型建物（市庁舎、消防署）、避難型建物（学校、体育館）、入所型建物（保育所等児童福祉施設、社会福祉施設等）については、計画的に耐震診断を実施し、改修等に取り組む。

2 普及啓発活動

(1) 民間建造物

耐震化、生け垣化等を地域防災活動や広報を通じて周知する。

(2) 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。

(3) 落下や倒壊防止

ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等に関する普及啓発を図る。

3 個人住宅の耐震診断、及び耐震改修

(1) 簡易耐震診断

地震で命を失わないために、自宅の耐震性を把握できるよう簡易耐震診断を促進する。

(2) 精密耐震診断への支援

昭和56年5月31日以前に建築された住宅所有者が行う耐震診断に支援を行う。

(3) 耐震改修への支援

精密耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅及び地震に対して安全な構造でないと判断された非木造住宅に係る耐震改修に対し、支援を行う。

第16節 緊急輸送計画

緊急的な応急対策を最優先して、緊急輸送体制の整備を図る。

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

防災関係機関、災害医療拠点等を指定拠点とし、選定する。(資料編 別表11)

(2) 緊急輸送道路の選定

ア 第1次緊急輸送道路(国道55号)

広域的な輸送拠点を結ぶ広域幹線道路

県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路

(ア) 市町村役場、警察、消防、自衛隊等の救援拠点

(イ) 病院等の医療拠点

(ウ) 集積拠点地

広域幹線道路で代替路線として利用する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と市が地域防災計画で定める防災拠点を結ぶ道路

(3) 緊急輸送道路の周知

市は、平時から防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。

(4) 緊急輸送道路の効率的な整備

計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

2 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

物資の集配拠点を定める。また、県は災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設を予め把握するものとする。

(2) 海上輸送の拠点

市及び漁港管理者は、海上輸送の物流拠点として選定された施設の整備に努める。

(3) 航空輸送の拠点

災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

3 輸送手段の確保

(1) 緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用を予め計画し、必要に応じ応援協定等を締結する。

(2) 緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

4 交通機能の確保

(1) 道路、鉄道、漁港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。

(2) 設定したルート的重要性を考慮し、橋梁等の構造物の耐震対策を実施する。

第17節 生活関連物資等の確保に関する計画

飲料水、食糧等の生活関連物資の確保については、高知県または日本赤十字社高知県支部と密接な連携を図りつつ、調達体制を整備しておく。

- (1) 飲料水、食糧の備蓄について、計画的に備蓄体制の整備を図る。また、各家庭において3日間程度の非常食の準備をしておくよう啓発する。
- (2) 飲料水を確保するため利用可能な井戸水、河川水等の調査を検討しておく。
- (3) 食糧、生活必需品については、あらかじめ市内の量販店に対して被災者保護対策を要請しておく。また、量販店、農協等との物品・食糧供給協定を締結し、災害時の優先調達が行える体制を整備する。
- (4) 炊き出しの場所（集会施設、学校、保育所）、備蓄の拠点（平常時は危機管理課、非常時は安芸市桜ヶ丘大型防災備蓄倉庫）をあらかじめ指定しておく。

食糧・日用品援助協定一覧

	事業所名	援助品目	在庫数量	備考	協定日
1	マルナカ (Tel32-0177)	ラーメン	1,000個		H17.10.25
		カップ麺	800個		
		米	300kg	2,000食分	
		粉ミルク	50缶		
2	サンシャインランド (Tel34-2233)	ラーメン	7,000個		H17.11.7
		米	500kg		
		紙オムツ	300個		
		トイレットペーパー	1,000個		
	生理用品	300個			
3	JA土佐あき (Tel34-1515)	米	3,000kg	15,000食分	H17.11.17
4	四国コココーラ (Tel088-837-3390)	自販機在庫分の飲料水類	500個	自販機在庫分は無料提供	H17.8.23
5, 6, 7, 8, 13	米作農家5戸	米	6,000kg	30,000食	H18.3.19 R2.8.25
9	よどやドラッグ 安芸店 (Tel35-7971)	粉ミルク	200		H18.4.17
		おむつ	300		
		生理用品	300		
		医薬品等			
10	東部フーズ (Tel34-1052)	食料品			H18.3.17

11	株式会社ムラタ (Tel.088-866-6116)	自販機在庫分 の飲料水類		自販機在庫分は無料提供	H20.2.18
12	NPO法人コメリ 災害対策センター (Tel.025-371-4185)	作業関係		作業シート、標識ロー プ、ヘルメット、防塵マ スク、簡易マスク、長 靴、軍手、ゴム手袋、皮 手袋、嚮具、土のう袋、 ガラ袋、スコップ、ホー スリール	H21. 7. 30
		日用品等		毛布、タオル、割箸、使 い捨て食器、ポリ袋、ホ イル、ラップ、バケツ、 水モップ、デッキブラ シ、雑巾、簡易ライター 、使い捨てカイロ	
		水関係		飲料水、水缶	
		冷暖房機器等		大型石油ストーブ、木 炭、木炭コンロ	
		電気用品等		投光器、懐中電灯、乾電 池、カセットコンロ、カ セットボンベ	
トイレ関係等		救急ミニトイレ			

※被災後、優先的に調達が可能。代金は、コカコーラ・ムラタ以外は後日支払い。

第18節 避難計画

地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進める。

また、高齢者、障害者その他の災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備を進める。

1 避難場所の指定

(1) 指定緊急避難場所(広域避難場所)(資料編別表2)

指定緊急避難場所(広域避難場所)は、大規模地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護する場所であり、概ね次により選定、確保する。

ア 避難圏域は概ね2Km以内とするが、道路、河川等の地理的条件も加味して選定する。

イ 原則として地域の広い面積を有する校庭等とする。

ウ 避難住民1人当たりの必要面積は、1㎡以上とする。

エ 純木造密集地から市街地で300m以上、耐火建築物から50m以上離れていること。

オ 避難地区住民(昼間人口も考慮する)全てが収容できるよう配置する。

(2) 指定緊急避難場所(資料編別表3)

指定緊急避難場所は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所であり、概ね次により選定、確保する。

ア 学校や公民館、集会所等で集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

イ 一定の地域単位に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。

(3) 指定避難所(資料編別表1)・避難所(資料編別表3)

指定避難所及び避難所は、地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するために開設するものであり、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所であり、概ね次により選定、確保する。

ア 収容避難施設の設置基準

(ア) 原則として学区を単位として設置する

(イ) 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物を利用する

(ウ) 収容基準は、一人当たり概ね2㎡とする

- イ 収容避難施設に収容すべき避難者の範囲
 - (ア) 災害によって現に被害を受けた者（旅館等の宿泊人、通行人を含む）
 - (イ) 避難の勧告または指示が発せられた者
 - (ウ) 避難の勧告または指示は発せられないが、緊急に避難する必要がある者

- ウ 災害時要配慮者への配慮

- 避難所内に「福祉避難室」等を設置し、災害時要配慮者に配慮したスペースの確保に努める。

2 避難場所等の周知徹底

大規模地震時には、きわめて混乱した状況の中で多くの住民の避難が必要となる事態が予想される。

このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難誘導標識及び避難場所等の案内板の設置等の整備や、防災マップ等により周知徹底する。

第19節 災害時の医療確保に関する計画

1 災害時医療体制の整備

災害時の初期医療確保のため、「高知県災害救急医療活動マニュアル」に準じて、次のことについて定める。

- (1) 災害救急医療体制の確立
- (2) 救護所の設置及び周知
- (3) 災害拠点病院及び同補完病院との連携体制の確立
- (4) 医療資機材の備蓄
- (5) 医療救護チームの編成
- (6) 現場医療チームの派遣要請方法、重傷者の搬出方法
- (7) 応急手当の家庭看護の普及

【災害時医療体制とは】

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に対し、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものである。

- 初期医療（現地医療）

- ☆実施者：市町村（災害救助法適用時は知事の補助機関）

- ☆負傷者が最初に受ける応急手当あるいは1次医療を実施する

- ☆市町村の編成する医療チーム（管内の医療機関）が医療を行う

☆必要に応じ県が派遣する医療チームが医療を行う

第20節 災害時要配慮者対策

障害者、高齢者、病人、妊婦、乳幼児、外国人等は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、避難誘導や避難生活について対応方法を定める。

本市の避難行動要支援者は、令和3年3月31日時点で、365人いる。

1 在宅の要配慮者への支援

- (1) 要配慮者の所在の把握
- (2) 自主防災組織や消防団等で避難誘導計画の作成、避難行動要支援者の個別避難計画の作成
- (3) 消防本部や警察と連携しての救出体制の整備
- (4) 長期避難における応急仮設住宅入居に配慮した計画策定
- (5) 防災知識の普及方法の検討
- (6) 緊急時の連絡方法
- (7) 外国人に対する情報の提供方法
- (8) 障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずる
- (9) 重点継続医療者の災害時個別避難計画の作成

2 施設に入所(通所)する要配慮者への支援

- (1) 施設の耐震化推進
- (2) 消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくり
- (3) 施設管理者との連絡体制の確立
- (4) 施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言

3 避難場所の整備

次の点に留意し、要配慮者に対応した避難場所等の整備を図る。

- (1) 避難場所等の段差の解消
- (2) 障害者用トイレの整備
- (3) 避難場所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通話、要約筆記者等）の配置

4 安否確認

自主防災組織、日赤奉仕団、民生委員等と連携し要配慮者の安否確認や支援体制を確立する。

5 情報提供手段の確保

避難情報等の提供を徹底するため、緊急通報装置やFAX等の普及を図る。

6 避難訓練への参加促進

避難訓練等に、災害時要配慮者の参加促進を図る。

第21節 津波災害警戒区域

1 津波災害警戒区域の指定状況

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、指定の区域及び基準水位を公示するとともに、関係市町村の長にあらかじめ意見を聞かなければならないものとする。

現在、本市に係る津波災害警戒区域は次のとおりである。

(1) 指定日

令和4年3月25日

(2) 津波災害警戒区域の範囲

津波災害警戒区域位置図及び区域図のとおり（高知県のホームページ参照）

(3) 基準水位

津波災害警戒区域図のとおり（高知県のホームページ参照）

(4) 津波災害警戒区域の指定に関する高知県のホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2022030900059.html>

2 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達方法

安芸市水防計画第4章予報及び警報参照

3 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路

津波に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所（資料編別表2参照）を選定する。避難経路については、津波の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、津波のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は津波ハザードマップを活用し、周知に努める。

4 津波に係る避難訓練の実施

津波に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

5 要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の把握

津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び水害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、津波災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

なお、本市における対象施設は、安芸市地域防災計画（資料編）別表10のとおりで、地震・津波時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(2) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画保作成や避難訓練の実施などについて支援する。

6 ハザードマップの作成及び周知

津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、地震による災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、組織体制の確立、情報収集・伝達等直ちに必要となる緊急対策と給水・給食、文教対策等被害の状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て需要が発生する応急復旧などについて定める。

第1節 組織計画

大地震が発生した場合において、防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策を実施できるよう、その組織体制について以下のとおり定める。

1 初動体制

災害対策本部の設置にいたるまで、あるいは職員が参集し、ある程度の体制が整備までの間の活動の空白をなくするための体制について定める。

(1) 初動体制をとる場合の基準、初動体制の組織（責任者、要員等）

ア 参集基準に基づいた職員の参集

(ア) 南海地震が発生した場合の参集経路や手段の事前検証

イ 職員災害時対応マニュアルに基づいた初動対応の実施

(イ) 参集までに要する時間を想定し、初動対応行動計画策定

(2) 初動体制における処理事項

ア 地震・津波情報、被害情報等の収集・伝達

イ 災害対策本部の設置

ウ 被害情報に基づく応急対策活動方針の決定

エ 消火活動、救助・救急活動等の対応方法

オ 連携すべき防災関係機関の活動方法

2 災害対策本部の設置基準

市域内について地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条に定めるところにより、安芸市災害対策本部を設置する。

なお、勤務時間外の地震発生時に迅速な対応を図るため、携帯電話等で災害対策本部員を召集する。

(1) 設置基準

ア 自動設置

- (ア) 高知県東部で震度 5 弱以上の地震が発生したとき
- (イ) 予報区（高知県）で大津波警報が発表された場合
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

イ 判断設置

- (ア) 高知県東部で震度 4 以上の地震が発生したとき
- (イ) 予報区（高知県）で津波警報が発表された場合、または発生のおそれがあるとき
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
- (エ) その他必要と認められるとき

(2) 設置の決定

防災担当課長の収集した地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、市長が判断し、必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき設置する。

また、市長不在、または、連絡不能の時は、副市長が代行するなど、順次下位にある者が代行する。

(3) 災害対策本部の設置場所等

ア 本部は、本庁舎に置く。

イ 本部設置にあわせ、情報収集・伝達及び災害復旧を円滑に実施するため、当該地域の公共施設に、地区防災の拠点として現地災害対策本部を設置することができるものとする。

(4) 本部の解散

災害の発生する恐れがなくなると認められたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(5) 本部の標示・腕章

ア 本部室には、「安芸市災害対策本部」の標示をする。

イ 本部長、副本部長及びその他の職員は災害応急活動に従事するときは腕章（資料編別表 8）又は防災服（ベスト）を着用する。

3 災害対策本部の組織、事務分掌等

災害対策本部の組織と事務分掌は、安芸市災害対策本部条例の定めるところによるが、原則として行政組織を主体に機能別に定め、その概要は資料編別表 6～7 のとおりとする。

(1) 組織

ア 本部長

(ア) 本部長は、市長とする。

(イ) 本部長は、災害対策本部を総括し、所属の部員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副市長、教育長、消防長とする。

(イ) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故ある時はその職務を代理し、本部長の特命事項を処理する。

ウ 各部

(ア) 本部に総務部、厚生部、衛生部、経済部、土木部、教育部、防衛部を置く。

(イ) 各部に部長を置き、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。

(ウ) 部に班を置き、班に班長を置く。

エ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長（部長に事故あるときは、代行者として副部長）をもって構成する。

オ 事務局

本部に事務局を置き、事務局長は危機管理課長とする。

(2) 運営

ア 本部長は、災害の規模、状況等に応じて必要と認められる場合は、災害対策本部会議を開催する。

イ 本部会議は、各部の体制及び応急対策等必要な事項について協議する。

(3) 事務分掌

ア 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

(ア) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害応急対策の実施または民心安定上必要な広報

(ウ) 水防その他の応急措置

(エ) 被災者の救助、救護、その他の保護

(オ) 施設及び設備の応急復旧

(カ) 防疫その他の保健衛生

(キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持

(ク) 緊急輸送の確保及び調整

(ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請

(コ) ボランティアの受入れの調整

(サ) その他災害の発生の防御または拡大の防止

イ 災害救助法が適用され、県知事から次の救助の実施を委任されたときは、市長が救助を行う。

(ア) 避難所、応急仮設住宅の設置

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

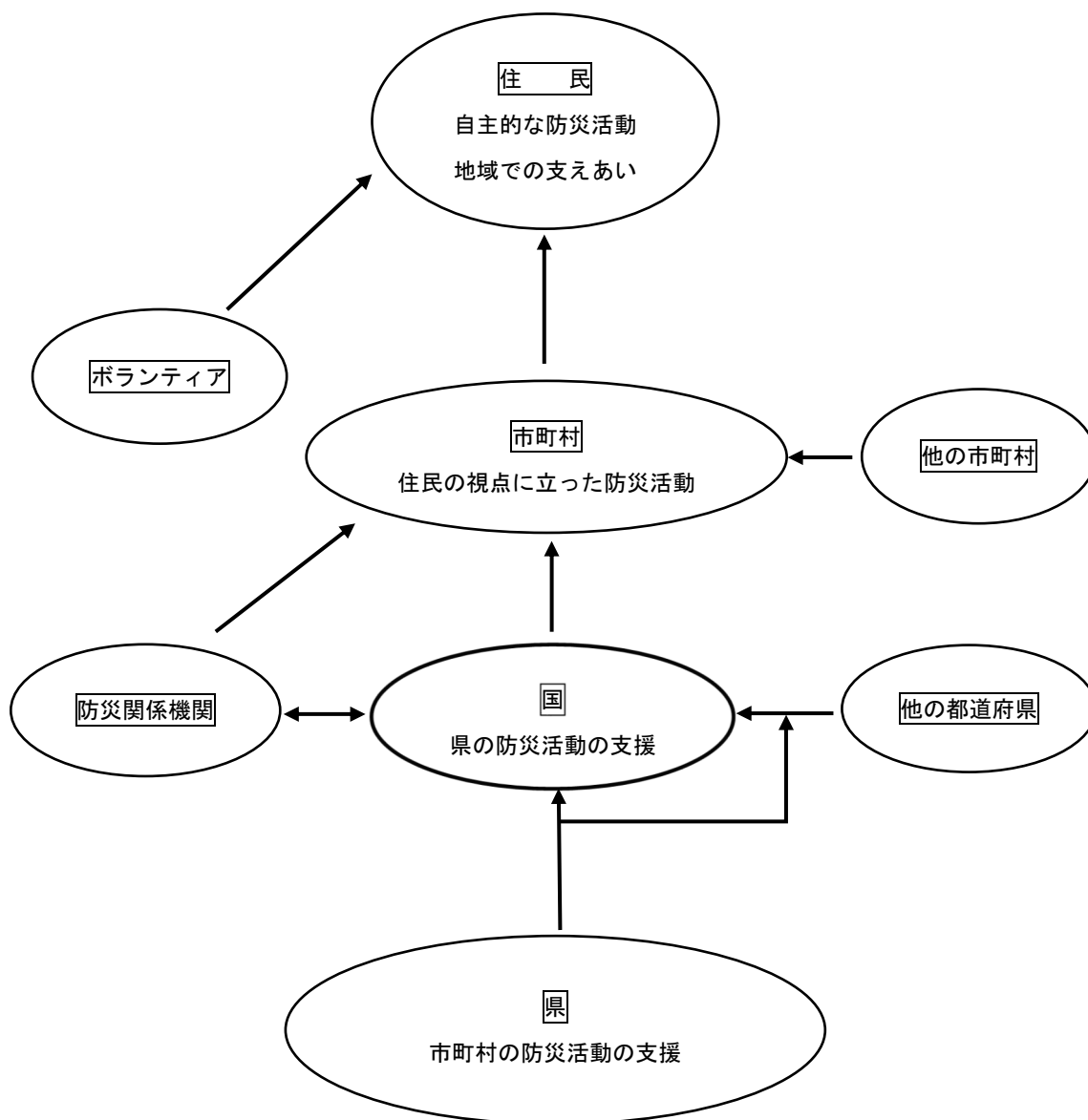
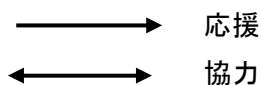
(エ) 医療及び助産

- (オ) 被災住宅の応急修理
- (カ) 学用品の給与
- (キ) 遺体の搜索、収容及び埋葬
- (ク) 障害物の除去

4 防災資機材の整備・備蓄、交代要員の確保

発災当初は物資の調達が相当困難になると予想されるため、車両の燃料の確保、災害対策本部職員用の食料、寝具等の備蓄及び災害対応の長期化に伴う交代要員の確保をしておく。

5 防災関係機関の応援・協力体制



第2節 動員配備計画

震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

(津波予報区は「高知県」)

配備体制	配備基準	動員体制
震災第一配備 (警戒体制)	高知県に津波注意報が発表されたとき	危機管理課職員 消防本部職員 (責任者 危機管理課長)
震災第二配備 (厳重警戒体制または災害対策本部判断設置)	高知県東部で、震度4以上の地震が発生したとき 高知県に津波警報が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき、または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき※	危機管理課、災害対策本部員 (各副部長) 消防本部職員 (責任者 市長)
震災第三配備 (災害対策本部自動設置)	高知県東部で、震度5弱以上の地震が発生したとき 高知県に大津波警報が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	全職員 (責任者 市長)

上記の配備基準に該当したときは、動員体制に該当する職員は直ちに勤務場所に参集し、情報収集にあたるものとする。特に、夜間、休日等の勤務時間外においては、災害発生初期の情報収集や災害対策本部設置時に迅速に対応するため、あらかじめ定めた動員計画により行動する。

※ただし、震源地が近く被害が発生した場合等においては、巨大地震警戒対応とする。

1 勤務時間内参集

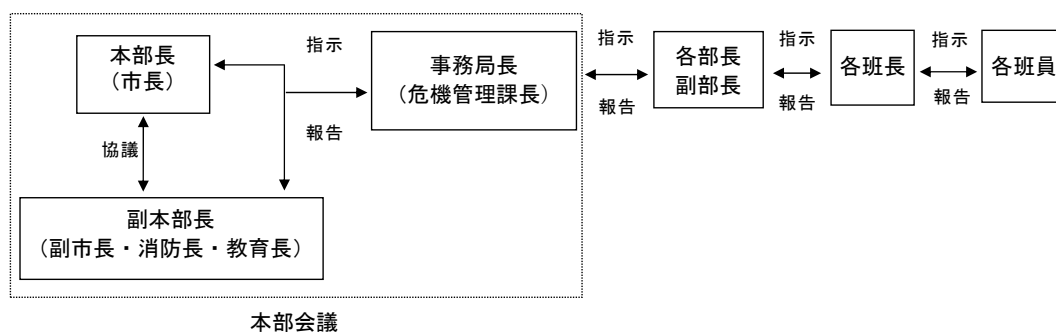
配備が行われる場合には、直ちに平常業務を中止し、災害対策本部の組織と運営に基づき、各部長からの指示・命令により、警戒活動や応急活動を実施する。常に、上司の指示・命令に注意し、その場の状況にあった適切な行動を迅速にとることとする。

(1) 危機管理課長は、配備基準に定める地震及び津波情報を得た時は、直ちに市長に連絡する

(2) 危機管理課長は、市長から指示・命令を受けたときは、配備体制の基準等について直ちに各部長に連絡する。

部長は、関係班長に連絡し、班長は、関係職員を所定の業務に従事させる。

災害対策本部設置時における伝達系統



2 勤務時間外参集

災害の発生が予測されるとき、ラジオ・テレビの情報に十分注意するとともに、自ら進んで行動し、自発的な参集に努める。

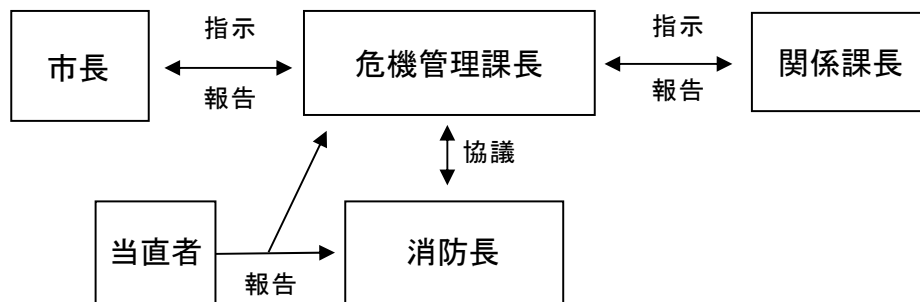
(1) 消防署及び宿日直者は、配備基準に定める地震及び津波情報を受理したときは、直ちに危機管理課長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(2) 連絡を受けた事務局長（危機管理課長）は、本部長に連絡し、本部長の指示により、関係部長等に連絡する。

連絡を受けた関係部長等は、直ちに登庁し、所定の配備につくものとする。

(3) 職員は、連絡を受けなくても、進んで上司と連絡し、又自らの判断により所定の配備につく等対処する。

準備体制又は初動体制における伝達系統



3 参集者の服装、携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子またはヘルメット、手袋、タオル、トランジスタラジオ、懐中電灯、筆記用具、水筒、応急医薬品等を携行すること。

4 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において、火災または人身事故等に遭遇したときは、付近の住民に協力を求め、人命救助を第一とするとともに、消防署または市役所へ通報する。

5 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況または災害情報を、所属部長（は参集場所の指揮者）に報告する。

6 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき、職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況及び災害情報等につき把握し、総務部長を通じて本部長に適宜報告する。

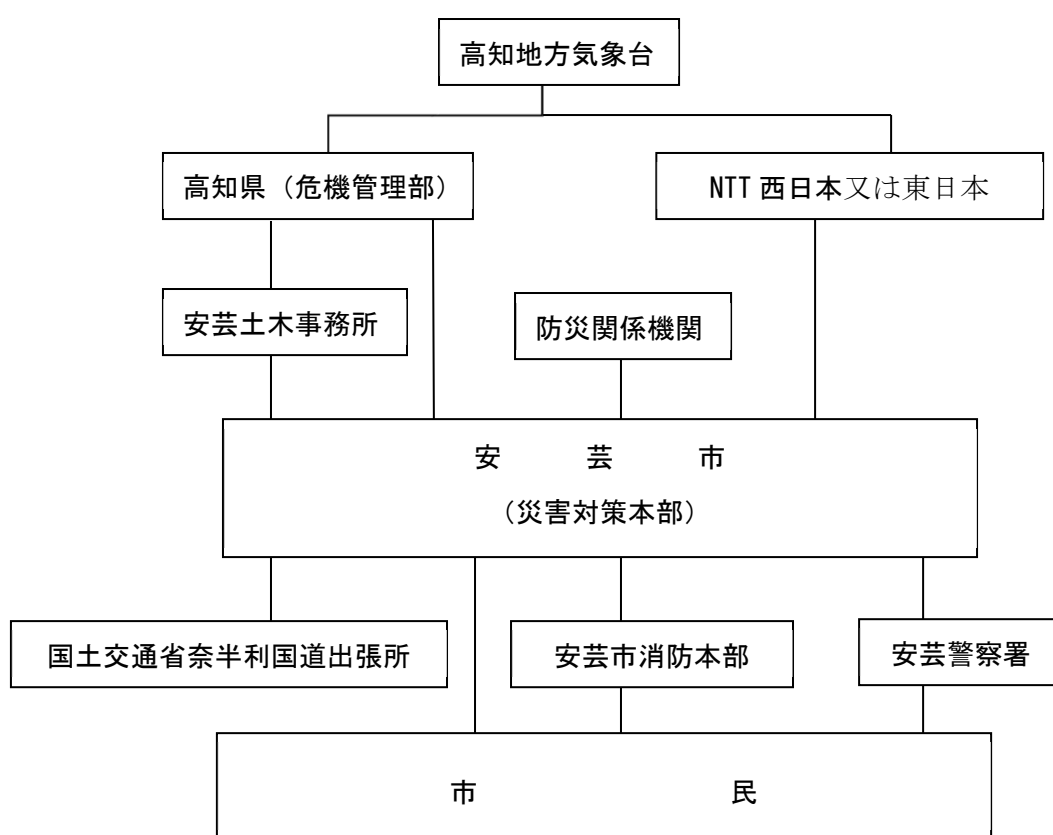
第3節 災害情報収集・伝達計画

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波情報等の伝達を迅速に行う。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化は勿論のこと、関係機関との共有化にも心掛ける。

1 情報の受伝達概要

(1) 地震災害時の情報の受伝達系統



(2) 情報等の受領責任者

ア 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は、危機管理課で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部事務局で行う。

イ 情報の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各部に連絡する。

(3) 住民への周知

警戒が発せられたときは、直ちにサイレン、広報車等で地域住民に伝達するものとする。

また、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、

「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

2 災害情報、被害状況等の収集・報告

(1) 収集すべき情報

発災当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高める

ア 災害発生時情報

- (ア) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- (イ) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (ウ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) 住宅被害の状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 庁舎等所管施設・設備の損壊状況
- (ク) 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報・注意報等
- (ケ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

イ 被害情報

- (ア) 被害状況
- (イ) 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況
- (ウ) 避難所の設置状況及び避難生活の状況
傷病者及び要配慮者の収容状況（高知県災害救急医療体制との連携）
- (エ) 観光客等の状況
- (オ) 応急給水の状況
- (カ) その他災害対策上必要な事項

(2) 各部の最終報告

各部長は、災害対策本部解散にあたり、速やかに確定した被害状況、応急措置の状況及び損害見積額についてまとめ、文書で事務局長（危機管理課長）へ報告する。

(3) 県への報告

- ・震度4以上を記録した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告する
- ・震度5強以上を記録した場合は、直接消防庁にも報告する

市長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は次のとおりとする。

情報種別	市の担当課	県への報告先 (災害対策本部)
災害即報	危機管理課	南海トラフ地震対策課
人・家屋被害	福祉事務所	〃
農地農業施設被害状況	農林課	農業振興センター経由 農業政策課
農作物被害状況	〃	〃
家畜関係被害状況	〃	家畜衛生所経由 畜産振興課
林業関係被害状況	〃	林業事務所経由 林業環境政策課
水産関係被害状況	商工観光水産課	漁業指導所経由 漁業振興課
商工観光被害状況	〃	商工政策課
道路橋梁施設被害状況	建設課	河川課
河川海岸被害状況	建設・商工	河川課
清掃施設被害状況	環境課	環境対策課
水道施設被害状況	上下水道課	安芸福祉保健所経由 食品・衛生課
下水道施設被害状況	〃	公園下水道課
福祉施設等の被害状況	健康介護課・福祉事務所	各施設主管班
公立文教施設被害状況	教育委員会	教育事務所経由 教育政策課
社会教育施設被害状況	〃	〃
文化財被害状況	〃	〃
地方税減免状況	税務課	総務部 税務班

ア 緊急報告

市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告する。

- (ア) 発生日時
- (イ) 発生場所
- (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ 中間報告及び確定報告

被害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度報告するとともに、被害が確

定したときは、遅滞なく災害確定報告を行う。

(4) 被害の分類認定基準

被害状況等報告にかかる人及び住家、その他被害程度の認定は、被害状況認定基準（資料編別表9）による。

3 広報活動

(1) 正しい情報を、正確かつ迅速に提供し、住民の不安解消と社会秩序の維持を図るとともに、的確な防災対応ができるよう必要な広報活動を実施する。

ア 主な広報事項

- (ア) 避難指示等
- (イ) 津波警報の伝達
- (ウ) 道路交通情報
- (エ) その他必要な事項

イ 広報の方法

災害の状況により、または道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車により広報活動を実施するとともに、必要に応じて印刷物を配布する。

また、広報車の活動不能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、ハンドマイクや防災行政無線等により、巡回広報を実施する。

(2) 報道機関への発表等

ア 災害対策本部からの発表は、本部長、副本部長、または事務局長がこれを行う。

イ 報道機関に対しては、災害状況を把握次第発表するとともに、必要に応じて随時発表を行う。

また、災害に関する各種情報を提供し、取材に対し積極的に協力する。

第4節 通信運用計画

災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、機能の確認及び復旧、災害情報の収集、その他災害応急対策等の通信連絡については、次のとおりとする。

1 機能の確認と応急復旧

(1) 県、市等の防災関係機関は災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(2) NTT西日本株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 通常の状態における通信連絡

通常の状態における通信連絡は、N T T回線、市防災行政無線及び県防災行政無線を活用して行う。

3 災害時における通信の確保

高知県防災行政無線の通信網に属する機関については、原則として防災行政無線によって通信連絡を行う。

(1) 公衆電気通信施設の利用

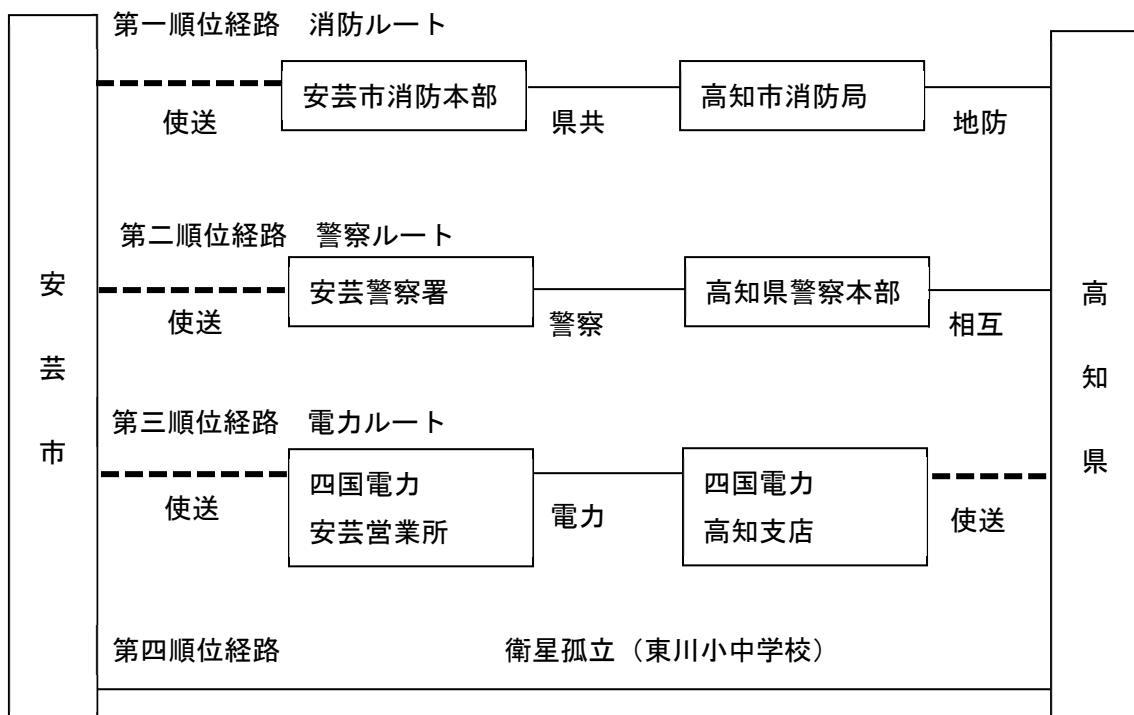
ア 電話及び電報

電話若しくは電報施設を優先利用し、または他機関の専用電話を利用し、これにより通信を行う。

イ N T T 孤立防止用無線電話

(2) 非常無線通信の運用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、またこれを利用することが著しく困難な場合は、次に記載する他の無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。



4 通信施設の種別及び設置場所

(1) 有線通信施設

ア NTT加入一般電話

(2) 無線通信施設

ア 安芸警察署

イ 四国電力(株)安芸営業所

ウ アマチュア無線局

5 防災行政無線の整備

災害情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、同報系防災行政無線が整備されている。

第5節 応援要請計画

被害状況を早期に把握し、人命及び財産の保護のため、県、自衛隊、指定行政機関等に対して必要に応じ応援要請を行う。

1 県、指定行政機関等に対する応援要請（災害対策基本法68条、68条の2）

（1）職員の派遣要請（災害対策基本法29条第2項）

ア 市長は、必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、知事に対し指定行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、また指定地方行政機関の長に対し職員派遣を要請する。

イ 市長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、知事に対し職員の派遣を要請する。

ウ 職員の派遣要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載し文書により行うものとする。

（ア）派遣を要請（斡旋）する事由

（イ）派遣を要請（斡旋）する職員の職種別人員数

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与、その他の勤務条件

（オ）その他必要な事項

（2）ヘリコプターの派遣要請

地震が発生し、市の消防機関の消防力のみでは対応できないときは、高知県消防防災ヘリコプター（緊急連絡専用）支援協定により要請する。

2 他の市町村長等に対する応援要請

（災害対策基本法67条、高知県内市町村災害時相互応援協定等）

市長は、必要と認めるときは、他の市町村長等に対し、応援要請を行う。その場合、あらかじめ相互に応援協定を締結する。

3 自衛隊の派遣要請（自衛隊法83条）

市長は、広範に人命の緊急救助に関する事態が発生した場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

（1）派遣要請の手続き

市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電信・電話等によって依頼し、事後すみやかに文書を提出することとする。

また、緊急避難・人命救助の場合で、通信の途絶等事態が緊迫し知事に要請するいとまがない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により直接陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊(0887-55-3171)に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

- ア 災害の状況及び派遣を要する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員・車両・船艇・航空機その他装備の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となる事項

(2) 派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れについては、宿泊施設、作業に必要な資機材の確保等、必要な設備を準備する。

(3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- ア 自衛隊の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とする。
- イ 市の負担する経費は、災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要な資材費並びに派遣部隊の駐留に必要な施設の借上等に伴う借上料・損料・電気水道料及び通信費等とする。

第6節 広報活動計画

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況等最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者には、こうした情報をきめ細かく伝達する。

広報する内容

- (1) 被害状況
 - ア 人的、物的被害
 - イ 公共施設被害
- (2) 余震関連情報
 - ア 気象庁の発表による余震に関する情報
 - イ 余震による二次被害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
 - ア 被害者の情報
- (4) 応急対策情報
 - ア 応急対策の実施情報
- (5) 生活情報

- ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
- イ 避難所情報
- (6) 住宅情報
 - ア 仮設住宅
 - イ 住宅復興制度
- (7) 医療情報
 - ア 診療可能施設
 - イ 心のケア相談
- (8) 福祉情報
 - ア 救援物資
 - イ 義援金
 - ウ 貸付制度
- (9) 交通関連情報
 - ア 道路規制
 - イ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
 - ア 災害ごみ
- (11) ボランティア情報
 - ア ボランティア活動情報
- (12) その他
 - ア 融資制度
 - イ 各種支援制度
 - ウ 各種相談窓口

第7節 消防活動計画

地震発生直後に起こる同時多発火災、救助・救急事案に対処するため、その基本となる計画を地震対策警防計画において策定する。

第8節 応急避難計画

地震発生後の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。大地震発生後の延焼火災、津波、有毒ガス等危険物質の漏洩、崖崩れ等、二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難の勧告または指示は、サイレン、放送、広報車、または伝達員等により周知する。

1 避難指示等の実施責任者

区 分	実施責任者	根 拠 法
災害が発生し又は発生する恐れのある場合	市長又はその権限の委任を受けた者	災害対策基本法第60条
市長が避難の指示をすることができないと認める場合又は市長から要求があった場合	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条
洪水、高潮による危険の場合	知事又は知事の命を受けた者及び水防管理者	水防法第29条
地すべりによる危険の場合	知事又は知事の命を受けた者	地すべり防止法第25条
警察官がその場に不在の場合	災害派遣された部隊の自衛隊	自衛隊法第94条

2 避難指示等の基準

安芸市避難指示等の判断・伝達マニュアル参照

3 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生している場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

4 避難指示等の伝達内容

- (1) 避難を必要とする理由
- (2) 避難の対象地域
- (3) 避難場所の指定
- (4) 避難経路

(5) 避難に際しての注意事項(避難経路の危険性、避難方法等)

5 避難方法

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって、消防・警察・防災関係機関・地元自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。

避難にあたっては、幼児、高齢者、病人、障害者等を優先して避難させる。

(1) 住宅密集地域

ア 自主防災組織等は集合場所を中心に組織をあげて消火、救出、救護及び情報活動を行う。

イ 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力して、あらかじめ定められた場所へ集合する。

ウ 住民等は、集合場所周辺の災害が拡大し、危険が予想されるときは、自主防災組織等の避難誘導者の指導のもとに、近隣の一時避難所または広域避難場所へ避難する。

エ 近隣の一時避難所へ集合した住民等は、市職員、警察官、消防団員等の避難誘導に従い、自主防災組織の区域ごとに幹線避難路を活用し、広域避難場所へ避難する。

(2) 津波及び土砂災害危険地域

津波及び土石流、地すべり、がけ崩れ等の危険地域等の住民は、出火防止措置を取った後、予め地区で定めた避難計画に基づき、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(3) 任意避難地区

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、家庭ごとに自宅周辺の安全な場所へ自主的に避難し、必要に応じ指定された避難地へ移動する。

この場合、所属する自主防災組織等に避難予定地について一報を入れる。

6 避難路の確保

本部長は、避難の状況報告に基づき、避難経路上にある障害物の除去に努め、避難の円滑化を図るものとする。

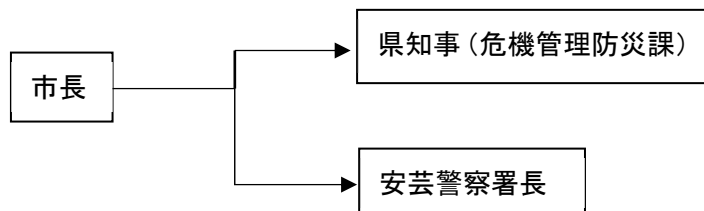
7 避難人員等の掌握

広域避難場所に避難所班の職員を派遣し、従事する職員は、避難人員、傷病者の有無、周囲の火災の状況による安全度の確認等を行い、災害対策本部との連絡にあたる。

8 避難指示等をした場合の報告

(1) 関係機関への通知

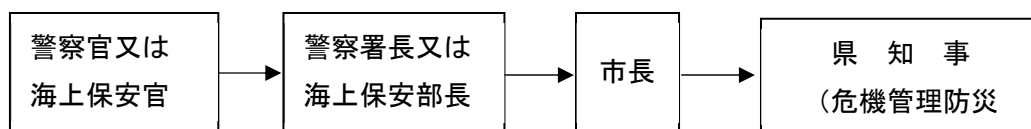
ア 市長の措置



イ 警察官または海上保安官の措置

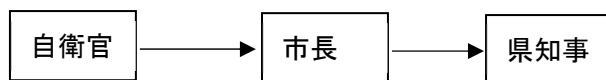
(ア) 災害対策基本法に基づく措置

市長が避難の指示をすることができないと認める場合、または市長から要求があった場合



(イ) 自衛官の措置

災害派遣時に警察官がその場に不在の場合



(2) 消防長の措置（災害が発生し、または発生する恐れのある場合）消防長は、避難指示等を行ったときは、速やかに避難対象地域、避難世帯人員等を市長に報告する。

9 避難所の開設及び管理

避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に周知する。

また、開設及び管理は、厚生部長を責任者とし、避難住民を収容したときは、直ちに避難所ごとに避難所担当職員を派遣駐在させ、収容者の保護及び管理にあたる。

(1) 実施内容

- ア 避難場所を迅速に開設し、周知徹底する
- イ 避難者の健康管理、プライバシーの保護に配慮する
- ウ 不足する物資の調達を行う
- エ 総合的な窓口を設置する

10 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院、保育所等多数の児童、乳幼児、病人を収容している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、市、消防署、警察署等との連絡を密にしておく。学校等の管理者は、避難の勧告、指示の伝達を受けたときは、所定の避難所に避難させるものとし、その要領については当該管理者においてあらかじめ定めておく。

(1) 学校

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（乳幼児、低学年、障害児の輸送等）
- オ 避難者の確認方法
- カ 保護者等への引渡方法

(2) 社会福祉施設等

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（入所者の輸送等）
- オ 避難所の設定及び収容方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡し方法
- ク 避難誘導者名簿

第9節 災害拡大防止活動計画

地震・津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

- (1) 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- (2) 消防本部・消防団等は人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- (3) 必要に応じて、他市町村及び県に応援要請する。

2 水防活動

地震発生を原因とする津波及び洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」に準じ必要な措置を実施する。

3 救急・救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制することとする。

人命救助活動は、市が行い、県等他の機関は、市の活動に協力することを基本とする。

(1) 実施機関

消防本部。現有の救急車両や人員のみで実施が困難な場合、近隣の消防機関、緊急消防援助隊に応援を要請する。

(2) 救助を必要とする該当者

- ア 火災の際に、火中に取り残された者
- イ 地震等の災害により、家屋等の下敷きになった者
- ウ 水害等により、家屋とともに流されたり、孤立した地点に残された者
- エ 山津波により、生き埋めになった者
- オ 災害のため、行方不明の状態にあり、諸般の状況から生存が推定される者
- カ 行方は判明しているが、生死不明の状態にある者
- キ その他、救助が必要と認められる者

(3) 救助の方法

- ア 被災者の救助作業は、緊急を要するために直ちに救助隊を編成し、実施する。
- イ 市、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。
- ウ 災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。
- エ 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施する。
- オ 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行う。
- カ 警察は、必要に応じ、迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行う。

キ 救助作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部その他関係機関の協力を得て救助に当たる。

ク 救助後は速やかに病院または医療機関へ収容等救助者の救護に当たる。

オ 救助活動

救助隊は、災害実施本部及び関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、被災者の捜索及び収容を行なわせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

(4) 救助活動

ア 救急・救助活動を行なう場合は、必要に応じ災害現場に現場指揮本部を設置し、指揮命令の徹底を図るとともに、被害状況を正確に把握する。

イ 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度により収容先、搬送先等の区分を決定するため、現場指揮本部に応急救護所を設置する。

ウ 現場で応急措置を行なう必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

4 被災建築物に対する応急危険度判定

地震により被災した建築物が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

5 被災宅地の応急危険度判定

地震により被災した宅地が安全であるかどうかの判定活動を、関係団体等の被災宅地危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

第10節 災害時要配慮者避難計画

1 災害時における対策

(1) 安否の確認と救出

要配慮者に関する情報を隣人や関係者から集めて確認する。

(2) 情報提供手段の確保

要配慮者には、的確な情報提供手段を確保する。

(3) 一時避難場所から広域避難場所への移動を選定し安全に行う。

2 避難所生活における対策

(1) 避難生活の確保

ア 情報伝達ルートを確認し、要配慮者が見過ごされないよう避難住民に徹底する。

イ 簡易トイレ、ベッド等必要な機器を確保する。

ウ 避難所へ専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳、約筆記者等）を派遣する。

(2) 要配慮者支援の実施

ア 福祉関係者等との協力体制により、被災者やその家族からの相談を受け必要なサービスを確保する。

イ 介護が必要な人の専門施設・機関等への移送をする。

(3) 仮設住宅

ア 被災者の住宅確保のため、仮設住宅を建設する。

イ 仮設住宅は、障害に配慮した構造・設備を確保する。

ウ 新たなコミュニティづくりの体制の整備を図る。

第11節 危険物施設等応急対応計画

大地震による危険物施設、高圧ガス施設、毒物・劇物保管施設等の損傷は、危険物等の流出を伴い、様々な災害が発生する可能性が高い。災害防止のための応急措置及び応急復旧が施設関係者及び関係機関により迅速、的確に行われるよう計画する。

（一般対策編第4章第9節参照）

1 応急措置

(1) 施設の応急点検を実施する。

(2) 危険物の流出等が発生した場合の消防機関、警察等への通報、付近住民への広報及び避難誘導に努める。

- (3) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止に努める。
- (4) 自衛消防組織等の活動及び防災関係機関との連携を図る。

2 応急復旧

- (1) 施設の損傷復旧及び流出、漏洩危険物の除去等を実施するための活動体制を整える。
- (2) 職員の動員及び資機材の確保に努める。
- (3) 関係機関との連携を図る。

第12節 緊急輸送活動計画

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、次により実施する。

1 輸送の対象

(第一段階)

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国及び地方公共団体の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に必要な人員、物資等
- (4) 医療機関へ輸送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(第二段階)

- (6) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (7) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資材
- (8) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (9) 生活必需品

2 輸送方法

(1) 陸上輸送

ア 輸送道路の確保

道路被害状況、輸送物資等の種類、数量及び緊急度等を勘案し、迅速かつ安全な輸送路を選定する。

イ 輸送車両の確保・調達

市有車両のみで対処できない場合は、公共団体、営業用、その他自家用等の車両の借り上げを行い、なお不足する場合は、近隣市町村、県及び関係機関に対し車両

の確保を要請する。被災者の輸送は、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用する。緊急物資の輸送は、県と社団法人高知県トラック協会とあらかじめ締結している協定に基づき、県に支援を要請する。

(2) 鉄道輸送

自動車による輸送が不可能な場合または、遠隔地において物資を確保した場合は、四国旅客鉄道株式会社高知企画部及び土佐くろしお鉄道株式会社へ協力要請する。

(3) 航空輸送

ア ヘリコプターの発着物資の投下が可能な地点の選定、確保方法発着場は、付属資料のとおりとし、物資の投下に当たっては安全に投下できる場所を状況に応じ、適宜選定する。

イ 航空輸送の要請方法

地上輸送が全て不可能な場合、または山間僻地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じて航空輸送の要請を行う。

(4) 船舶による輸送

ア 緊急を要する被災者及び物資等の輸送については、県等からの要請に基づき高知海上保安部において、巡視船艇により実施するものとする。

イ 四国運輸局高知海運支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとする。

ウ 市は、船舶から緊急物資の陸揚げ等に必要な人員を確保し、陸揚げ等現場に派遣する。

第13節 障害物除去計画

地震発生時には、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒落下、津波や破堤による浸水をはじめ、多数の施設等が被害を受け、大量の障害物の発生が予想される。このため、人命の救助・救出、消火を最優先に、円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう計画を定める。

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- (5) 障害物の除去は、現状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする

2 実施機関

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その維持管理者が行う。
- (3) 山・崖崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。
- (4) 施設敷地内の障害物の除去は、その敷地の所有者、または管理者が行う。
- (5) 本市だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対して派遣要請も行う。
- (6) 安芸市建設業協会等に応援要請を行う。

3 除去した障害物の集積場所

除去した障害物については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、災害の状況によっては、緑地帯、遊休地帯等を一時使用する。

ただし、広域避難場所・収容避難施設やヘリコプターの発着場、救護所等に指定された以外の場所とする。

また、分別の徹底と可能な限りリサイクル化を図るものとする。

第14節 地震災害警備計画

地震災害時において警察は、県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、地震災害の状況に応じて迅速にかつ的確な地震災害警備活動を実施するものとする。

1 任務

- (1) 津波情報・津波警報及び余震等地震関連情報
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災地域住民の避難誘導
- (4) 負傷者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (5) 緊急交通路確保等の交通上の措置
- (6) 遺体の検視、身元の確認
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸対策
- (8) 被災地・避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (9) 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- (10) 県、市町村等関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援協力
- (11) その他必要な警察活動

2 警備体制

高知県警察本部に警察本部長を長とする「高知県警察地震災害警備本部」を、安芸警察署に署長を長とする「安芸警察署地震災害警備本部」を設置するものとする。

3 社会秩序の維持活動

被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

4 その他の災害警備活動等

災害時におけるその他の警察活動は、「高知県警察地震災害警備計画」の定めるところによる。

5 車両運転者の心構え

(1) 運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(2) 停止後は、カーラジオ等から地震情報や交通情報を聴取し、周囲の状況を判断して行動すること。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたまま窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(4) 駐車するときは、避難者や災害応急対策の妨げとならない場所に駐車する。

第15節 飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画

地震発生直後から、住宅の倒壊、ライフラインの途絶等により多くの避難者が避難所に避難して来る。

これらの避難者に対して、早急に飲料水、食糧、生活関係物資の供給を行うための計画を定める。

1 飲料水の供給

被災者への応急給水を迅速に実施する。

なお、災害の規模等により市のみでは供給不可能な場合は、近隣市町村、県又は自衛隊に応援を要請し実施する。

(1) 飲料水の確保

上水道による給水が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

水道施設の使用不可能時のために、井戸水の利用を行う。

(2) 給水用資機材の調達

給水用資機材は、市及び市内の民間企業から調達するが、災害の状況によっては、近隣市町村、県及び自衛隊に要請する。

水源地一覧

種別	水源地名	所在地	自家発電装置	停電時取水
上水道	安芸水源地	矢ノ丸三丁目1-31	○	可
	第3水源地	西浜甲67-1		
	川北水源地	川北甲2844-2		
	赤野第3水源地	赤野乙1409-4		
	井ノ口水源地	井ノ口乙1310-6	○	可
	入河内水源地	入河内807-1		
	大井水源地	大井乙133		

(3) 供給の方法

ア 応急飲料水の供給方法

水道水を給水タンク車及びポリ容器等、給水容器を用いて搬送給水する。

(4) 給水施設の復旧

給水施設が破壊された場合は、直ちに被害状況を調査し、復旧計画を策定・公表し迅速に応急復旧する。

2 食糧の供給

(1) 応急配給対象

ア 被災者に対し、炊き出し等による配給を行う必要があるとき。

イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、給食を行う必要があるとき。

(2) 応急配給品目

原則として米穀。実情に応じて、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品（レトルト食品）、乳幼児についての粉乳等とする。

(3) 食料の確保

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とする。このため、協定書の締結を

行う。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、または県に対して協力を求める。

(4) 炊き出し

ア 炊き出しの対象者

- (ア) 救護所・収容避難施設に収容された者
- (イ) 住家の被害が全半壊又は、床上、床下浸水等により通常の炊事ができない者
- (ウ) 災害地の応急対策作業に従事する者
- (エ) その他、炊き出しによる食糧の供与が必要と認められる者

イ 炊き出しは、市内の公共施設等を利用するものとし、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して行う。

ウ 市長は、市において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体・安芸市地区赤十字奉仕団又は自衛隊に依頼する。

(5) 緊急食糧の配布

ア 食糧を配布する対象者、内容、場所、時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

イ 配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。

特に、要配慮者への配布には配慮する。

3 生活関連物資の供給

(1) 供給対象者

住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 物資の調達

生活必需品の供給の必要が生じた場合は、備蓄物資及び協定を結んでいる業者から調達する。なお、不足する場合は、県または日本赤十字高知県支部に要請する。

(3) 救援物資の集積場所

調達した救援物資は安芸市総合運動場（雨天練習場）に集積し、期間中の保管、管理については万全を期する。

第16節 医療救護計画

医療救護における活動及び体制については、「安芸市災害医療救護計画」に基づき、各医療救護施設を拠点とし、安芸地区医師会等の協力を得て医療チームを編成し、市災害対策本部員で編成する救護班とともに各救護施設における医療救護に当るものとする。

1 医療救護の対象者

(1) 医療救護の対象者は次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、高齢者や障害のある人など要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者に関する対策は、別に定めるものとする。

ア 直接災害による負傷者

イ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

(2) 医療救護の対象者を次のとおり区分するものとする。

ア 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

イ 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

ウ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

2 医療救護施設の設置

市は、被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院を設置する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行うものとする（収容は行わない）。この他、必要に応じ軽症患者に対する処置も行うものとする。

ア 設置医療救護所

名 称	所 在 地
市立土居小学校	土居1097番地
市立安芸第一小学校	久世町4番13号
森澤病院	本町2丁目13番32号
芸西病院	芸西村和食甲4268番地
(あき総合病院) 拠点	(宝永町1番32号)

災害拠点病院のあき総合病院は、市内最大の医療機関であり、災害時には医療救護対象者が同病院へ殺到することが想定されることより、現実的対応として、医療救護所の機能を支援するものとする。

イ 運営

- (ア) 医療救護所を担当する医療チーム及び市災害対策本部員は、地震発生後、市災害対策本部長の指示のもと又は地震発生により大規模な災害が発生されると思われる時には自主的に、速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。
- (イ) 医療救護所の管理者は、医師とし、市災害対策本部長の指示により活動するものとする。
- (ウ) 医療救護所の医療体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名で構成し、その他に可能な限り医療介助者を加えるものとする。

ウ 担当業務

- (ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振り分け
- (イ) 中等症患者及び重症患者の応急処置及び軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) その他必要な事項

エ 施設設備

- (ア) 医療救護所の施設は、耐震性が確保されている建物及び学校校舎の一部又は広場、運動場に設置するテント等とする。
- (イ) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - a テント、簡易ベット
 - b 医療機材、医薬品等
JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
 - c 担架、発電機、投光機、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

(2) 救護病院

ア 設置

森澤病院（本町2丁目13番32号）を救護病院として指定するものとする。

なお、森澤病院が浸水区域に位置し、津波の影響がなくなるまでの間の救護病院業務及び収容能力過不足分は、災害拠点病院の支援を受けるものとする。

イ 運営担当者

- (ア) 救護病院の医療スタッフは、原則として森澤病院の現行スタッフで医療救護に当たるものとする。
- (イ) 医療救護活動は、市災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況等から判断して、医療救護活動を開始することができることとする。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を市災害対策本部長に報告するものとする。

ウ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- (ウ) 災害拠点病院、広域災害拠点病院への患者搬送の手配
- (エ) D M A T 病院支援指揮所との連携
- (オ) 医療救護活動の記録
- (カ) 広報窓口の設置と対応
- (キ) 遺体搬送の手配及び遺体の検案
- (ク) その他必要な事項

オ 施設設備

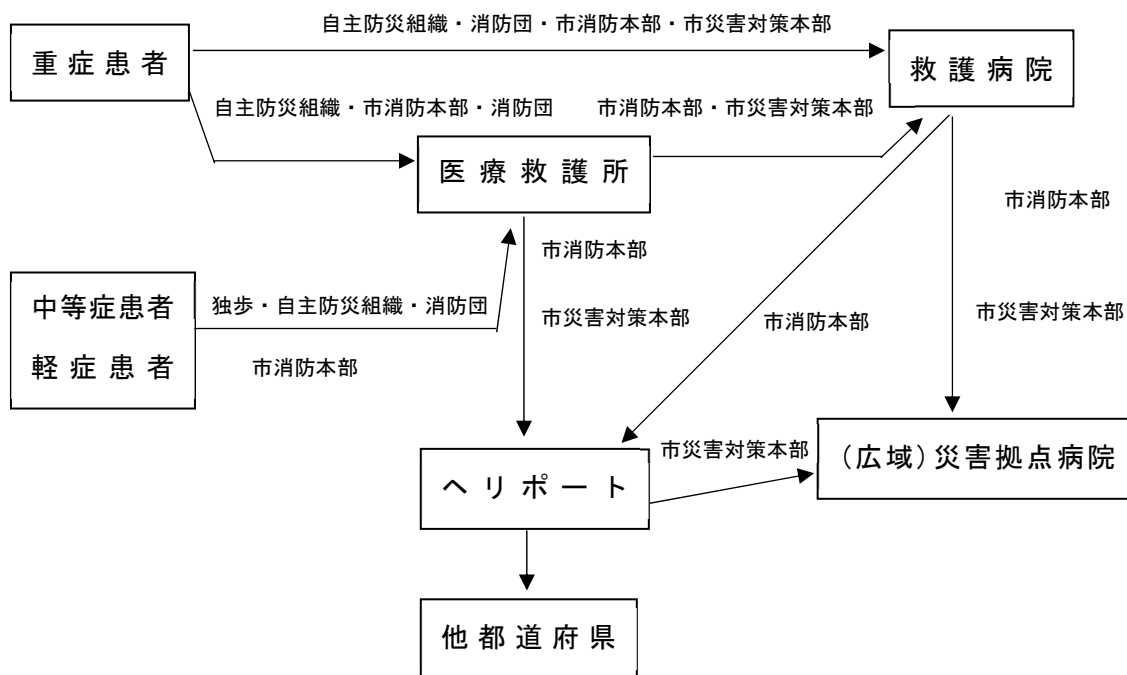
救護病院である森澤病院が、現に有する施設設備をもって医療救護活動に当るものとし、病院内で対応できない場合は、当該病院の管理者が市災害対策本部長に必要な措置を要請するものとする。

3 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

- ア 被災場所から救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織等に対応するものとする。
- イ 重症患者、中等症患者を救護所から救護病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等に対応するものとする。
- ウ 重症患者を他市町村に所在する救護病院等又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等に対応するものとする。
- エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、救護病院等から最寄のヘリポートまで搬送する場合は、市災害対策本部員等に対応するものとする。

(2) 搬送体制組織図



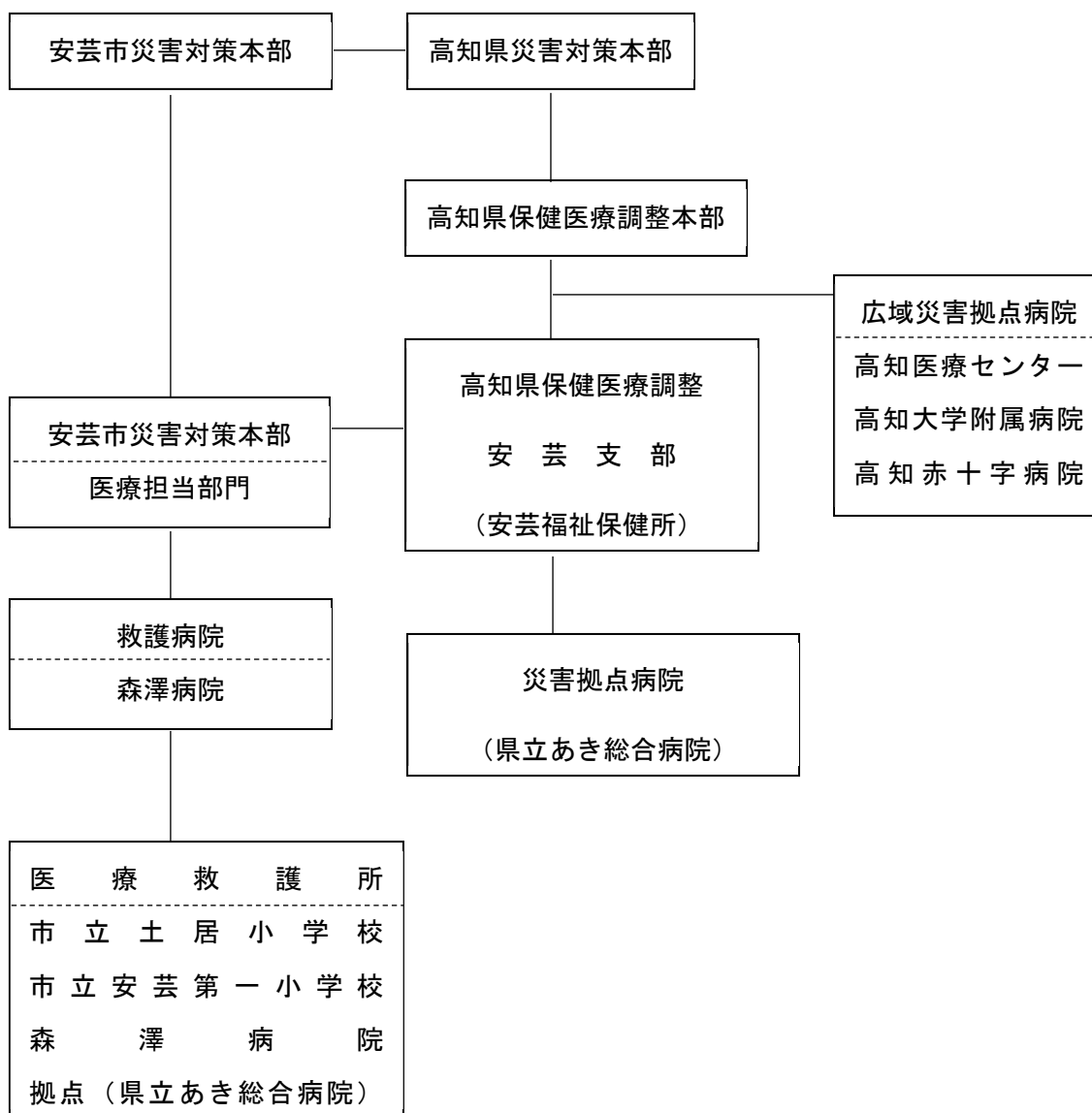
4 応援の要請について

市において医療などの十分な確保が困難な場合は、高知県保健医療調整安芸支部へ応援を要請し、支部応援班の派遣、応急用資機材の貸出しなど必要な応援を受けるものとする。

5 災害医療体制

医療救護活動は次のような体制で行う。

【医療救護活動の流れ】



第17節 保健活動計画

災害時における保健活動及び体制については、「安芸市災害時保健活動マニュアル」に基づき、安芸福祉保健所等の協力を得て保健チームを編成し、市災害対策本部員で編成する避難所班や自主防災組織とともに各保健活動施設における保健活動に当るものとする。

1 保健活動の対象者

- (1) 保健活動の対象者は全ての住民とする。
- (2) 保健活動の対象者の内、特に配慮が必要な要配慮者を次のとおり区分し、その特性に応じた支援を行うものとする。
 - ア 高齢者（一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、家族と同居しているものの日中は一人になることが多い高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者など）
 - イ 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者など）
 - ウ 知的障害者
 - エ 精神障害者
 - オ 発達障害者
 - カ 高次脳機能障害者
 - キ 若年性認知症を有する者
 - ク 重症心身障害児・者
 - ケ 市町村の生活支援を受けている難病等患者
 - コ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工呼吸器使用者、在宅酸素療法者等の医療機器等を使用している者、人工透析を受けている者など）
 - サ 乳幼児・児童
 - シ 妊産婦
 - ス 外国人（日本語の理解が十分でない者）

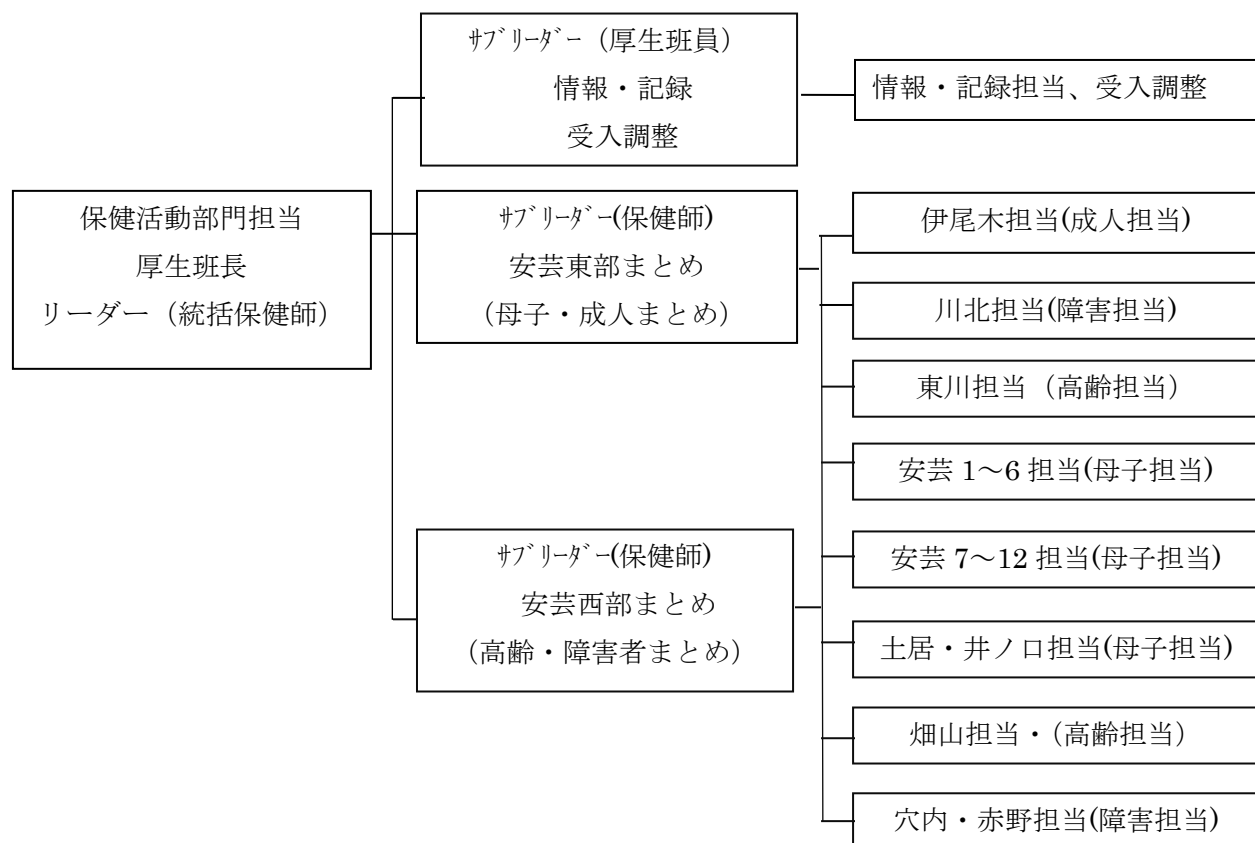
2 保健活動の場となる施設

- (1) 市役所庁舎、医療救護所、避難所、福祉避難所等の被災者の居住場所

3 保健活動の内容

- (1) 指揮命令系統の確立
市災害対策本部は、厚生班を保健活動部門に位置づけ、全保健師を配属し、保健活動を行う。
- (2) 活動拠点
保健活動の拠点は、市災害対策本部を設置する安芸市役所庁舎に置く。
- (3) 活動部門の構成

保健活動のリーダーは、厚生班長（統括保健師）が担う。厚生班長（統括保健師）の下にサブリーダーを配置しリーダーを補佐する。



※安芸 1～12 は安芸地区の収容避難施設番号

※保健活動は避難所を単位に地区を分担して展開する。

※地区分担による保健活動を展開しながら（ ）の業務担当が主となり、通常業務の再開に取り組む。

(4) 担当業務

- ①組織運営、職員体制構築、拠点確保・整備
- ②情報の収集、伝達、整理、記録
- ③受入の全体調整（医療支援チーム、保健支援チームなど）
- ④外部支援チームによる避難所巡回、地域巡回、在宅要医療者対策、災害時要配慮者対策
- ⑤心のケア、二次的健康障害の防止
- ⑥重点業務継続と再開（母子保健、成人保健、障害児者福祉、高齢者保健福祉）
- ⑦被災者への栄養・食生活支援

(5) 活動の展開

保健活動部門は、必要に応じて福祉保健所等の関係機関や外部支援者の協力を得て、避難所に設置された避難所運営委員会と連携した保健活動を行う。

(6) 活動の概要

南海地震時の保健活動は、想定外の事態によって左右される時間軸ではなく活動のターニングポイント（ＴＰ）を軸にした「高知県南海地震時保健活動ガイドライン」の考え方を踏まえ、ターニングポイントで区切ったステージごとに、活動内容を「ターニングポイントを受けた活動」と「次のターニングポイントへの準備」の２つに区分し、「安芸市の保健活動の概要」に保健活動の流れを明らかにする。

第 18 節 防疫・衛生計画

衛生機関は衛生指導や防疫対策支援について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 実施内容

(1) 防疫活動

(被災地域の衛生状態の把握・消毒活動実施計画作成)

ア 疫学調査及び健康診断

県の実施する疫学調査及び健康診断に協力するとともに、衛生状況の詳細報告等を実施する。

イ 清掃・消毒方法

汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃及び薬品による消毒を実施する。

ウ そ族昆虫の駆除

汚染地域の蚊・ハエ等の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因を除去する。

また、災害の状況により、ねずみの駆除について実施する。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条及び 28 条の規定により知事から指示のあったときは、その指示に基づき実施する。

(2) 衛生活動

避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態を保持するため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等について必要な措置をする。

第19節 廃棄物処理計画

震災後は、家屋の倒壊、火災、水害等によって多量の廃棄物が排出され、また、避難所等のし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、ごみ、し尿の収集処理、処理施設の応急復旧等環境衛生の維持のための計画を定める。

1 実施内容

(1) し尿処理

- ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- イ 被災地の状況により緊急な汲み取りを要する地域から実施する。
- ウ 原則として一般家庭の汲み取りについては、各戸において許可業者に依頼し収集する。
ただし、被害が甚大で収集が困難な場合は、収集運搬は廃棄物処理班が行い、し尿処理施設で処理するもののほか、環境衛生上支障のない方法で行う。
- エ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

バキュームカー配備状況

業者名	電話	保有車両	容量
芸陽清掃社	35-3888	2t-2台	3,600L
		4t-1台	3,600L
西部衛生社	35-3886	2t-2台	3,600L
安芸清掃社	35-5253	2t-2台	3,600L
畠山衛生社	35-5885	2t-2台	3,600L
		4t-1台	3,600L
安芸市	35-1023	軽四-1台	350L

(2) ごみ処理

- ア 被害状況から災害時のごみ量を想定する。
- イ ごみの収集は、被災地の状況により緊急を要する地域から実施し、保健衛生上次のものを優先する。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。
(ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上、または、生活上重大な支障を与えるごみ。
(イ) 避難所等の重要性の高い施設のごみ。
- ウ ごみの埋立て若しくは焼却は、廃棄物処理班により、安芸広域メルトセンター及び安芸市リサイクルプラザ（最終処分場）へ運搬し、処理をする。

なお、大量に出るごみを一時的に収集することが困難な場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所を臨時集積場として設置する。

清掃車配備状況

業者名	電話	保有車両	形態
安芸市	35-1023	2 t - 1台 3. 5 t - 7台	パッカー車
		2 t - 3台 4 t - 2台	ダンプ
		2 t - 1台	ホロ付き
		2台	軽四ダンプ

エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(3) 倒壊建物からのガレキの処理

廃棄物発生現場における分別（コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等）を徹底するとともに、可能な限りリサイクル化を図る。

解体工事等に当たっては、アスベスト、粉塵その他有害物質の飛散防止に努め、適正な処理を行う。

(4) 要請

災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県及び周辺市町村に処理の応援を要請する。

2 避難所の防疫措置

避難所は応急仮設的であり、衛生状態が悪くなりがちなので、避難所開設後、保健所の指導のもとに便所その他の消毒を行うなど、防疫活動を実施する。

3 報告

被害状況を把握し、その概要を保健所に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要もあわせて報告する。

第20節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬計画

震災により多数の行方不明者及び死者を出した場合に備え、行方不明者の搜索、遺体の搜索、遺体安置場所の設置、検視・検案、火葬等について定める。

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 地震災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、警察・海上保安部の協力のもとに、関係機関と連携をとり、地域住民の協力を得て行うとともに、必要な機械器具を借り上げて実施する。

(2) 災害の状況により搜索困難な場合は、関係機関等に対し搜索の応援を要請する。

(3) 遺体で発見された場合は、担架、車両等を使用して遺体安置所へ収容する。

2 遺体の処理、収容

(1) 遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として警察の検視班の指示により市の指定する遺体安置所で実施する。

ただし、安芸警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行う。

(2) 遺体の身元が明らかでない場合は、警察、市内関係機関、民間団体の協力を得て、早期確認に努め、所持品、写真撮影、着衣を記録し、遺留品を保管する。

(3) 遺体の一時収容は、寺院、学校、公的施設、民間葬祭場等に仮設する遺体安置所とする。

3 遺体の埋葬

(1) 火葬簿の処理能力を確認し、棺等葬祭用具の手配を行う。

(2) 災害のため死亡した者の遺族が埋葬を行うことが困難な場合、または遺族がない場合は、火葬により応急的に埋葬を行う。

(3) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、遺骨の引取り者の無い者の場合は、無縁墓地に埋葬する。

(4) 火葬または埋葬のための事務手続きは、救護班が担当する。

4 搜索、処理、埋葬の記録

(1) 搜索状況記録簿

(2) 搜索用機械器具燃料受払簿

(3) 搜索用機械器具修繕簿

(4) 遺体処理台帳

(5) 火葬または埋葬台帳

(6) 搜索及び処理関係支出証拠書類

5 応援協力関係

遺体の捜査対象が市の捜査能力を越え、または遺体の埋葬について広域的な火葬の実施を必要とする場合は、近隣市町村等の応援を求める。

第21節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理計画

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力態勢を確立する。

1 市の活動

地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。

2 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。

第22節 ライフライン施設の応急対応計画

ライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであるため、ライフライン機関では、それぞれ活動態勢を確立し、市と相互に連携を保ちながら、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

1 水道施設

(1) 震災時の活動態勢

飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処するため、災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、平常業務との関連において、事前に確保するものとし、これらが不足する場合は、関係業者及び近隣市町村から調達する。

イ 水道施設の復旧順位

水道施設の復旧に当たっては、被害の程度、被害箇所の重要度を勘案して、緊急度の高い医療施設、救護所、冷却水を必要とする発電所・変電所等を優先して行う。

(3) 震災時の広報

住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について広報する。

2 下水道施設

(1) 震災時の活動態勢

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急復旧対策

下水管の被害に対しては、汚水の疎通、排除に支障のないよう迅速な応急措置をするとともに、本復旧の方針を立てる。

処理場の被害に対しては、汚水の流入、排出に支障をきたさないよう復旧措置をする。

また、応急復旧に必要な最低限の資機材を確保しておく。

(3) 震災時の広報

災害対策本部と連携を密にして、被害状況、復旧の状況等を住民に広報する。

3 電力施設（四国電力安芸営業所）

(1) 震災時の活動態勢

大地震が発生した場合には、社内に災害対策本部を設置し、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 応急復旧対策

各電力施設の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施するものとする。

その際、水道、新聞、放送、排水設備、都道府県、市町村、警察、消防、NTT、病院、救護所、広域避難場所その他重要施設に対しては、優先的に送電するものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の確保、整備に努めるものとする。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施するものとする。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施するものとする。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施するものとする。

(4) 供給設備の復旧

ア 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施するものとする。

イ 応急復旧工事に引き続き本工事を実施するものとする。

(5) ダムの管理

河川法に基づき、ダム操作規定により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとする。

る。

(6) 震災時の広報

住民の混乱を防止するため、被害状況、復旧の見通し等について、広報活動を行うとともに、感電事故、漏電等による出火防止のため、次の事項を啓発する。

ア 垂れ下がった電線には絶対触らない。

イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用する。

ウ 外へ避難するときは、安全ブレーカーを必ず切る。

4 ガス施設 (高知県LPガス協会)

(1) 震災時の活動態勢

大地震が発生した場合には、LPガス協会では、災害対策委員会規定に基づき、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 応急復旧対策

販売事業者、卸売事業者、認定調査機関等が協力し、次の措置をとるものとする。

ア 危険箇所からの容器の回収及び漏洩ガスの停止を行う。

イ 要請に基づき避難所等緊急に必要なものに対し、LPガス容器、燃焼器具等の供給を行う。

ウ 設備等が被災した場合は、保安措置を速やかに実施するとともに、安全点検を行い早期復旧を図る。

(3) 震災時の広報

報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行うとともに、被災地域の住民に対しても広報車等による周知を図り、住民の不安解消に努めるものとする。

5 通信施設 (NTT西日本高知支店)

(1) 震災時の活動態勢

防災業務の円滑、かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて、防災業務計画に基づき災害対策本部、又はこれに準ずる組織を設置し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、市災害対策本部等との情報連絡及び調整その他の災害対策に関する業務を行うものとする。

(2) 応急復旧対策

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻そうの緩和、及び重要通信の確保を図るものとする。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時

公衆電話の設置等の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施するものとする。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、市災害対策本部及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(4) 震災時の広報

被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、ホームページ、ラジオ、テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報するものとする。

第23節 教育対策計画

市立小中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が実施し、学校ごとの災害発生の場合に伴う措置については、学校長が具体的な応急計画を立て行うものとする。

また、市内県立中等高等学校については、県が応急復旧対策を実施するものとする。

1 施設・設備の応急復旧

(1) 応急措置及び応急復旧

被害の状況を迅速に把握し、応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

また、校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立て、具体化を図る。

(2) 避難所として使用された場合の措置

避難所として使用される学校について、本来の学校機能を早期に回復させるため、学校機能部分と避難所部分との境界を明示すると共に、行政、地域、学校等による避難所運営委員会等の設置を行う。

2 応急教育対策

(1) 校舎等の被害が比較的軽微なとき

ア 各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 学校が避難所として利用されている場合は、主として体育館・運動場等体育施設が使用できない状況となる可能性が大きいいため、カリキュラムの編成等を変更する。

(2) 校舎の被害が相当なとき

残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるとき臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。

(4) 校舎が相当な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア 隣接に被害の軽微な学校がある時は、その学校において二部授業等を行う。

イ 児童・生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ 児童・生徒等が集団避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも十分連絡をとり、速やかな受入れが図られるよう努める。

3 教材・学用品の調達及び配分方法

(1) 調達方法

教育部長は、市立学校の必要数量を把握し、市における調達が困難なときは、県に調達の斡旋を依頼する。

(2) 支給の対象者

災害により住家に被害を受け、学用品等の喪失またはき損した場合、必要最小限度の学用品を支給し、就学の便を図る。

(3) 支給品目は、教科書（教材を含む。）、文房具、通学用品

4 学校給食対策

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、学校給食衛生管理の基準に基づき、給食の実施に努める。

(2) 学校が避難場所になった場合は、施設・設備が被災者用炊き出しの用に供されることを予想し、学校給食との調整に留意する。

5 教育実施者の確保

教育部長は、教職員の多くが被災し応急教育の実施に支障ある場合には、直ちに県へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

6 学校安全等

(1) 事前対策

- ア 防災教育を推進し校内防災組織を整備するとともに、災害の発生に対処する訓練を実施する。
- イ 児童生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童生徒の引渡し方法等の計画を、災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日等）に作成し、児童生徒、保護者、教職員に周知徹底する。
- ウ 児童生徒、教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるよう校医、医療機関との連絡体制の整備に努める。
- エ 電話だけでなく、多様な連絡手段の確立に努める。
- オ 校舎内外の施設・設備の安全点検を確実に行之、戸棚、靴箱、体育用具等の倒壊防止、建具、掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努める。

(2) 事後対策

- ア 災害の規模、児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。
- イ メンタルケアを必要とする児童生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施する。

第24節 文化財保護対策計画

文化財は国民の貴重な財産であり、各時代にわたって幾多の人々によって守り継がれてきたもので、人々に精神的な安らぎを与えると共に、新しい文化を創造する基盤をとまなっている。

これらの文化財を地震災害から守り後世に伝えていくため、各種の施策を講ずる。

1 被害の把握

(1) 文化財の所有者や管理者が行うもの

被災後速やかに巡回し、所有している文化財について被害の状況を把握するとともに被害の内容を行政機関に連絡し、必要な措置を講ずる。

(2) 文化財保護関連の行政機関が行うもの

統計的な目的のみならず、後の修復作業等に対する計画の策定資料ともなるものであり、正確に把握する必要があるため、必要な人員による体制を作っておく。

また、ビデオ、映画、写真等記録などのための各種の方法を用いて、震災前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

2 被害の拡大防止

(1) 火災対策については、事前対策として消防設備の点検や防火訓練等を行い、被災時には初期消火活動や迅速な通報を心がけるとともに、被災した後は早急に巡回し、出火原因、文化財防災設備の損壊状況の調査を行う。被害を最小限にするためにも、所有者または管理者は、自営の消防体制を構築する。

(2) 半壊状態で余震等による倒壊危険があるものについて、建造物にあつては支柱の設置等応急補強対策を講じ、美術工芸品等で搬出可能なものは安全な場所に収納する。

(3) 盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

(4) 風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講ずる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管、調達に留意する。

3 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にし、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

4 歴史的建造物の保護

歴史的建造物のなかには文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を構成する上で重要な役割を果たす建築物もあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を検討しておく。

第25節 労務の提供

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るため、次により実施する。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な民間団体等の応援要請並びに労働者の雇用及び各部の所轄に属さない事項について市長が実施し、実施部は総務部とする。

2 民間協力体制

災害が発生し、応急措置を実施するために、次の事項により地域の住民等を当該応急措置の業務に従事させることとする。

- (1) 災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の要領により従事命令を発する。

対 象	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市長	災害対策基本法第65条第1項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防長 水防団長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項

- (2) 市は、災害応急対策の実施にあたって、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときは、これを受け入れる。

3 民間団体等への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要因を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、労働者の雇用をする。

(2) 応援の要請

災害の程度により奉仕団又は労働者を必要とするときは、次の事項に示し総務班長に要請するが、作業が不可能又は不足するときは、県等に応援の要請を行う。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業の内容

- ウ 作業従事場所
- エ 労務の種類
- オ 就労予定時間
- カ 要請人員
- キ 集合場所
- ク その他必要事項

4 奉仕団の編成及び活動

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、町内会、婦人会、アマチュア無線クラブ、交通安全協会、NPO、ボランティア団体等の協力を得て編成する。

(2) 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

ア 避難所

避難所に收容された、り災者の世話等を行う。

イ 炊き出し

り災者のための、炊き出しを行う。

ウ 飲料水の供給

り災者への飲料水の供給を行う。

エ 救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに配分を行う。

オ 医療、清掃及び防疫

り災者の医療、清掃及び防疫等に協力する。

カ 交通の確保

キ 通信連絡

ク その他災害応急措置の応援

5 労働者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のため労力が必要なときは、労働者等を雇用する。

(1) 労働者雇用の範囲

ア り災者の避難のための労働者

イ 医療、助産の移送労働者

ウ り災者の救出のための機械器具資材の操作の労働者

エ 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用医薬品の配布等の労働者

オ 救助物資の支給のための労働者

カ 行方不明者及び遺体の捜索、処理のための労働者

(2) 職業安定所長への要請

市だけでは労働者が不足し、または雇用ができないときは、次の事項に付し、県を通じて職業安定所長に要請し確保を図る。

ア 労働者の雇用を要する目的又は作業種目

イ 労働者の必要人数

ウ 雇用を要する時間

エ 労働者を雇用する理由

オ 労働者が従事する地域

第26節 災害時要配慮者への配慮

被災生活において、支援が必要な者に対して配慮を行う。

避難所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報等災害により支援が必要となった者への支援を行う。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努め、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。

第27節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

1 実施機関

四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店、金融機関等

2 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

3 金融機関の業務運営の確保

- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
- (2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

4 非常金融措置の実施

- (1) 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
- (2) 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとする。
 - ア 営業時間の延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
 - エ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第28節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

1 実施機関

(1) 各機関

2 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定の基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。
- (3) 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置する。
- (4) 自作農維持資金融通法に基づく自作農維持資金の融資、県単独の農林業災害対策特別資金の融資を行う。
- (5) 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

3 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- (1) 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。
- (2) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

4 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

5 被災私立学校災害復旧資金

(1) 被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付を行う。

6 被災医療機関等に対する災害復旧資金

(1) 医療金融公庫法により貸付を行う。

7 母子・寡婦福祉資金

(1) 母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予及び一部の貸付金について措置期間の特例措置を行う。

第29節 二次災害対策

市の施設管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行うとともに、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2 高潮・波浪等の対策

- (1) 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- (2) 危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

3 被災建築物の応急危険度判定

余震等による建築物等の倒壊による、二次災害を防止するために、地震により被災し

た建築物が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知する。また、必要に応じて避難対策を実施する。

第30節 建築物・住宅応急対策計画

仮設住宅の設置や応急修理等によって一時的な住宅の緊急確保を図り、避難所からの早期移住を進める。

1 応急仮設住宅の設置

住宅が全焼、全壊、流失または埋没し、居住する住宅がなく自らの資力では再建が不可能と認められた者に対し、住宅滅失世帯数の30%以内で設置する。

2 公営住宅等への入居斡旋

公営住宅に空き部屋がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用を斡旋する。

3 住宅の応急修理

住宅が半焼、半壊し、自らの資力では住宅の応急処理が不可能と認められた者（さし当たりの生活に支障がない場合を除く。）に対し、半壊世帯数の30%以内で応急修理を行う。

なお、修理部分は居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

また、必要に応じて被災建築物応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

4 資材等の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建設業者等に請け負わせ実施する。建設資材、労務等の確保が困難な場合は、知事にその調達を要請する。

5 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置す

るものとする。

6 広域的な避難

管内で避難所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

7 事前準備

応急仮設住宅の建設候補地の選定が速やかに行えるように建設可能用地のリストを作成する。

第3 1 節 公共施設の応急対策計画

災害への速やかな応急・復旧を行うため、拠点となるべき公共施設の機能回復を図る。また、二次災害を防止するため、国土保全施設等の応急診断や復旧活動を迅速に実施する。

1 建築物等の応急対策

(1) 拠点施設

ア 公共施設の被害調査は、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進め、大規模な被害を受けた施設は、復旧方法の経済性・機能性・文化性を比較検討し、その後の復旧事業計画を立てる。

イ 市庁舎、病院、消防署等防災拠点施設については、災害直後の初動時において本部機能や救護機能が優先されるため、可能な限り避難被災者の受入れを抑止するものとする。

ウ 他市町村からの応援職員や援助物資等が集中するため、そのための収容場所や保管空間を確保する。

(2) 避難所等

多数の被災者が集中する施設や、高齢者・障害者等の弱者収容機能が期待される社会福祉施設については、施設の利用安全性の確認と確保を行う。

2 土木施設の応急対策

道路、橋梁、河川、鉄道等の被害による交通の遮断は、初動時の防災活動や緊急輸送計画の実現に深刻な影響を及ぼすとともに、余震等による二次災害も懸念されるため、次の事項について迅速に把握し、応急復旧活動体制の確立を図る。

(1) 被害調査

(2) 資機材の確保

(3) 代替路の開設

(4) 関係機関への連絡

第32節 自発的支援の受け入れ

(ボランティア等の自発的な支援を積極的に受け入れる)

市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第33節 災害救助法の適用

市域内における災害が「災害救助法の適用基準〔災害救助法施行令第1条の規定に基づく〕」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に同法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちにその旨を知事に報告、この法律による救助の実施を要請する。

1 適用基準

- (1) 市域にある住家が、全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯数が、50世帯以上のとき。
- (2) 高知県下の滅失住家の世帯数が、1,000世帯以上に達した場合で、本市の滅失住家の世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 高知県下の滅失住家の世帯数が、5,000世帯以上に達した場合で、本市の世帯の住家が多数滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

ア 世帯の数の算定〔災害救助法施行令第1条②〕

住家の滅失した世帯とは、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準にし、半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置

に関して知事の指揮をうけるものとする。

3 救助の種類（災害救助法第23条）

- （1） 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- （2） 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4） 医療及び助産
- （5） 被害にかかった者の救出
- （6） 災害にかかった住宅の応急修理
- （7） 学用品の給与
- （8） 遺体の捜索、収容及び埋葬
- （9） 障害物の除去

4 被害状況認定基準（別表9）

第4章 津波対策計画

津波が人命に大きな被害を及ぼす主な要因としては、次のようなことがあげられる。

- 1 波の伝わる速度が早く、震源地が近いと津波警報から避難するまでの時間が短い。
- 2 津波が水深の浅い所へやってくると波高が大きくなり、海上から段のようにはい上がってくる。
- 3 湾奥が狭くなっているような場所や水深が浅くなっている所では、急に波高が大きくなる。又、湾内に起こる振動の固有周期が津波の来襲周期と近い場合、共振現象が起きて、湾奥の波高が湾口の波高より高くなることもある。
- 4 津波の周期が長く、波は1波だけでなく数波やってくる。

このようなことから津波災害対策は、いかに速く安全な場所へ住民を避難させるかに尽きる。

過去の津波の被害等を踏まえ、次のような津波対策を図る。

第1節 災害予防対策

1 伝達体制の整備

- (1) 所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸地域の津波警報等の伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実化を図るため、通信機器や要員の確保等防災体制を強化する。
- (2) 住民等に対する津波警報等の伝達手段として防災行政無線の整備を促進するとともに、沿岸地域への伝達の範囲拡大を図るため、サイレン、拡声器等多様な手段を確保する。
- (3) 津波警報等の伝達を迅速かつ確実に行うため、関係機関合同の津波警報等の訓練を実施する。

2 津波避難体制の整備

第1章「総則」第7節「被害想定」(1)最大クラスの地震・津波(別図1参照)について、重点的に津波防災対策を推進する。

(1) 津波避難計画の作成

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区等地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

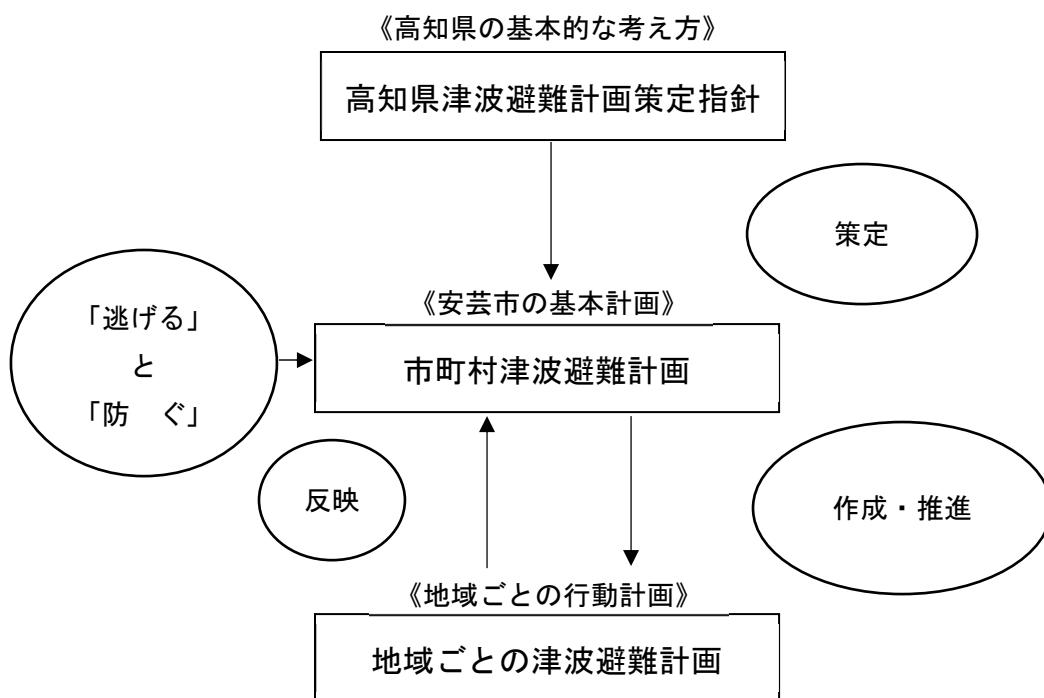
そのため、市町村や津波浸水が想定される地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進する。

ア 市町村津波避難計画

「高知県津波避難計画策定指針」に基づき、安芸市津波避難計画を作成する。

イ 住民の津波避難計画

市が作成した津波避難計画に基づき、住民自ら、要配慮者対策も含めた地域の津波避難のための行動計画を作成する。



(2) 漁港内での安全の確保対策

ア 防災知識の普及・啓発

漁港、船舶関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行う。

イ 漁港施設及び危険物の安全管理

危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行う。

3 危険地域における警戒意識の普及

津波危険予想地域の住民に対し、広報等を活用して津波警戒に関する次の内容について周知徹底を図るものとする。

津波に対する心得

- (1) 強い地震を感じたら、すぐに海岸から離れる。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。
また、周辺に気付かない人がいた場合は、呼びかけを行う。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲って来るので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

4 避難路、避難場所の整備、充実

津波から安全に避難するため、避難路の整備や避難場所の確保を図る。さらに、これら避難路、避難場所については、広報等により日頃から住民に周知を図っておく。

5 避難誘導體制の整備

避難にあたって、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備を進める。

6 避難訓練の実施

津波来襲時の的確な避難、日頃の住民意識の高揚を図るため、津波避難訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

1 津波警報発令後の対策

- (1) 津波警報等を防災行政無線、広報車、サイレン等あらゆる手段をもって迅速かつ正確に住民、漁協関係者等や、釣り人、海水浴客、観光客等に伝達し、海浜等からの避難指示を行う。
- (2) 津波警報等が発令された場合または津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際災害時要配慮者にも配慮した避難措置に心掛ける。
- (3) 津波被害から住民を守るため、消防団等を出動させ、防潮水門を閉鎖するなど緊急対策を行う。

2 海面監視

津波警報等が発令されたとき、海岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、避難の指示等を迅速かつ確実にを行うため、監視人の安全を確保した上で、直ちに海面監視を開始し、拡声器を使って住民等に的確な避難の勧告等を行う。

3 報道の聴取

地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震または津波に関するラジオ、テレビの報道を聴取する。

4 避難指示等

市長は、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったとき、自らの判断により津波警報を発することができる。

また、津波警報を受け取る以前において、津波発生のおそれを確認した場合は、津波区域内の住民に対し避難の広報、避難指示等必要な措置をとる。

5 避難の方法

津波危険地域の住民は、出火防止措置をとった後、直ちに近くの高い所に避難する。

6 応急対策活動情報の連絡

市長は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡し、必要により応援を求める。

7 被害状況の報告

(1) 緊急報告

市長は、人身、家屋等に被害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について県に報告する。

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 災害の状況、応急措置の概要

エ その他参考となる事項

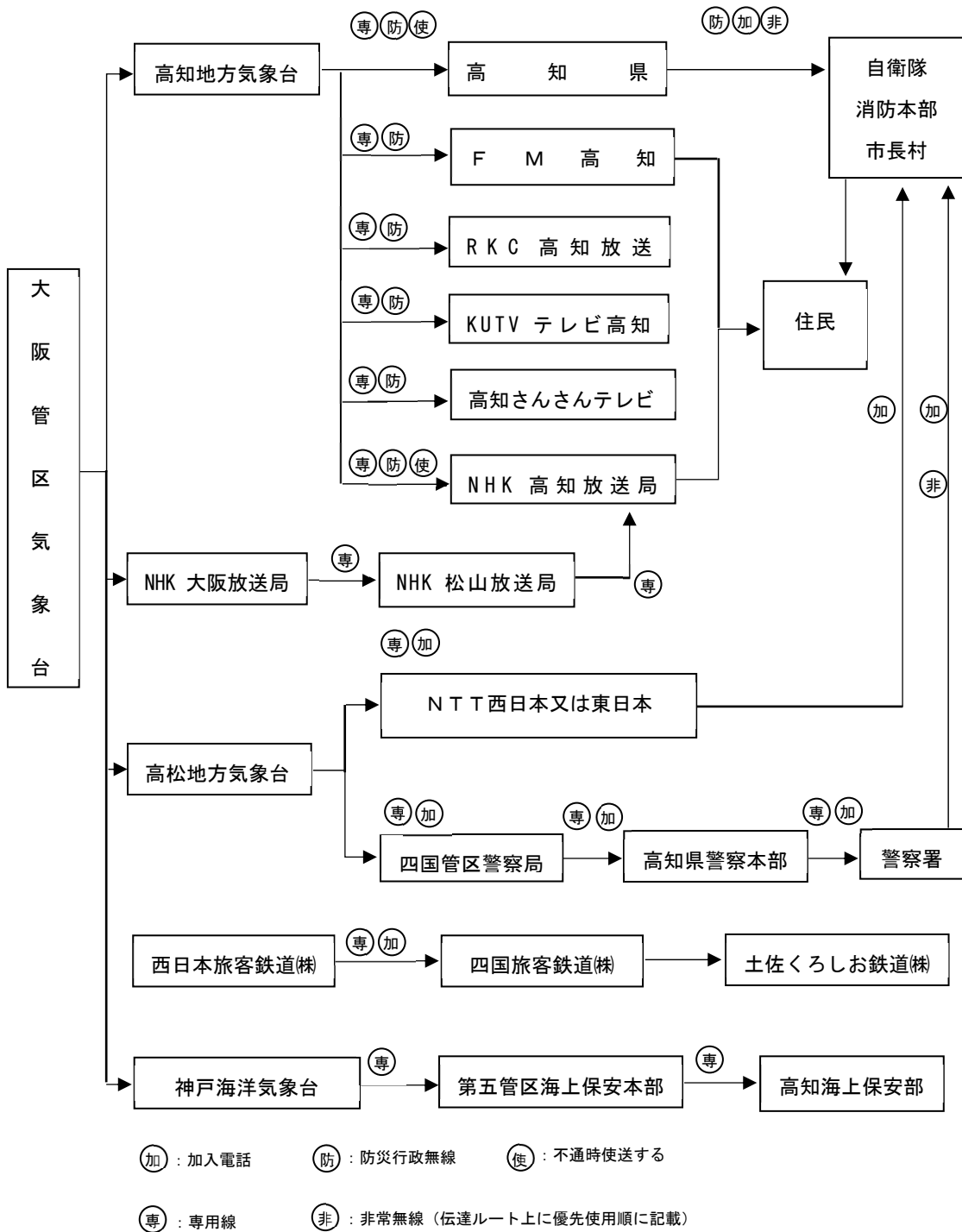
(2) 中間報告及び確定報告

市長は、災害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計のつど中間報告するとともに、被害が確定したときは県に遅滞なく確定報告を行う。

8 津波予想の伝達系統

大阪管区気象台から発表される津波予報の通報系統は次のとおりとする。

また、気象庁から発表される津波予報（遠地地震による津波）は大阪管区気象台、高松地方気象台及び高知地方気象台に通報され、その後は、同様のルートで伝達する。



9 津波に関する情報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

第5章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧を目指すか、または中長期的な課題の解決を図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本的方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2 計画的復旧・復興

- (1) 被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。

3 財産措置等

- (1) 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達及び人材の確保に努めるとともに、必要に応じて県等に要請し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

2 がれきの処理

- (1) がれきの処理処分方法を確立する。
- (2) 仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正は処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。

(6) 環境汚染の未然防止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

第3節 公共施設災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため、必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早期回復のため、迅速に実施する。

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 漁港災害復旧事業
- ケ 港湾災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業

(2) 都市施設災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 上水道施設災害復旧事業
- ウ 公園施設災害復旧事業
- エ 堆積土砂排除事業

(3) 農林水産業施設災害復旧事業

(4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業

(5) 公営住宅災害復旧事業

(6) 公立文教施設災害復旧事業

(7) 社会福祉施設災害復旧事業

(8) 公立医療施設災害復旧事業

(9) 公営企業施設災害復旧事業

(10) 公有財産災害復旧事業

(11) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害実態を調査し、緊急災害査定に備えるとともに、場合によっては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が受けられるよう、所要の措置を講ずる。

1 激甚災害にかかる財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者厚生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者更生・授産施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の措置

- ア 農地の災害復旧事業
- イ 農業用施設の災害復旧事業
- ウ 林道の災害復旧事業
- エ 農業用施設の災害関連事業
- オ 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業
- カ 開拓者施設の災害復旧事業
- キ 水産動植物養殖施設の災害復旧事業
- ク 天災融資法による融資
- ケ 森林組合等の行う湛水排除事業
- コ 土地改良区等の行う湛水排除事業
- サ 共同利用小型漁船の建造
- シ 森林の災害復旧事業

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する助成
 - ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 被災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する措置）
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧に対する融資、資金計画

被災事業者の早期復旧を図るための資金の融通及び被災者の生活確保の措置を講じることにより、社会経済活動の早期回復に努める。

1 災害復旧に対する融資

(1) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

- ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。
- ウ 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置する。
- エ 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

(2) 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。

イ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

(3) 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

2 被災者の生活の確保

(1) 更生資金の貸付

ア 災害救助法等が適用された自然災害による被災者に対して、災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

イ 災害により被害を受けた低所得者の自立更生のため、生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金の貸付を行う。

3 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令などの規定に基づき、申告又は納入期限の延長、国税、地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講ずる。

第6節 復興計画

1 復興計画の進め方

(1) 復興計画の作成

ア 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成する。

イ 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。

ウ 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村との連携、広域調整）を行う。

(2) 災害に強いまちづくり

ア 災害に強く、より快適な都市環境整備

(ア) 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。

(イ) 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。

イ 復興のための市街地の整備改善

(ア) 被災市街地復興特別措置法等を活用する。

(イ) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできる

だけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

(ウ) 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

ウ 河川等の治水安全度の向上等

(ア) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。

(イ) 都市公園及び河川公園(緑地を含む)等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努める。

エ 既存不適格建築物

(ア) 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

オ 新たなまちづくりの展望等

(ア) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

2 被災者等の生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金の支給等

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

イ 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な被災者に被災者再建支援金制度に基づく支援を行う。

ウ 市は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

(2) 税及び医療費等負担の減免等

ア 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

イ 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援する。

(3) 住宅確保支援策

ア 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。

イ 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

ウ 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融支援機構法に基づく、災害復興住宅融資を受けるための支援を行う。

(4) 広報連絡体制の構築

ア 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

イ 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

(5) 災害復興基金の設立等

ア 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

(6) 精神保健支援対策

ア 被災者の精神的な不安を取り除くために精神保険相談所を設け、精神的支援を行う。

(7) 義援金の配分及び配布

ア 義援金の配分（義援金配分委員会）

義援金の配分については、義援金配分委員会（委員：副市長、危機管理課長、会計課長、総務課長、企画調整課長、福祉事務所長、教育委員会学校教育課長）を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

イ 義援金の配布方法

義援金の配布については、会計課にて一括処理し、各所属長が窓口となり職員を動員して配布する。

3 被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が「全壊」した世帯

- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支給金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修する）場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口は市

ア 申請時の添付書類

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

イ 申請期間

基礎支援金：災害発生時から13ヶ月以内

加算支援金：災害発生時から37ヶ月以内

(5) 基金と国の補助

ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

第6章 重点的な取り組み

これからの南海地震対策は、テーマを設定し、段階的に取り組みを進める。

まず、第1期（5ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れ、大津波からの「いのち」を守る取り組みを進める。

次の3つの重点施策を基本として推進する。

- 強い揺れから身を守る対策
- 大津波から避難する対策
- 震災に強い人・地域づくり施策

第1節 強い揺れから身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚等の家具等の転倒から身を守るための取り組みを進める。

1 建物の倒壊から身を守る

- (1) 取組みの基礎資料とするため、新たな地震動による建物被害想定を行う。
- (2) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- (3) 公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- (4) 個人住宅、民間の建築物の耐震化について啓発する。

2 家具等の転倒から身を守る

- (1) 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。
- (2) 公共的な建築物の書棚、器具等の転倒防止を推進する。

3 揺れを感じたときの行動を身につける

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発する。
- (2) 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進する。
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

4 火災による被害をおさえる

- (1) 密集住宅市街地の改善を進める。

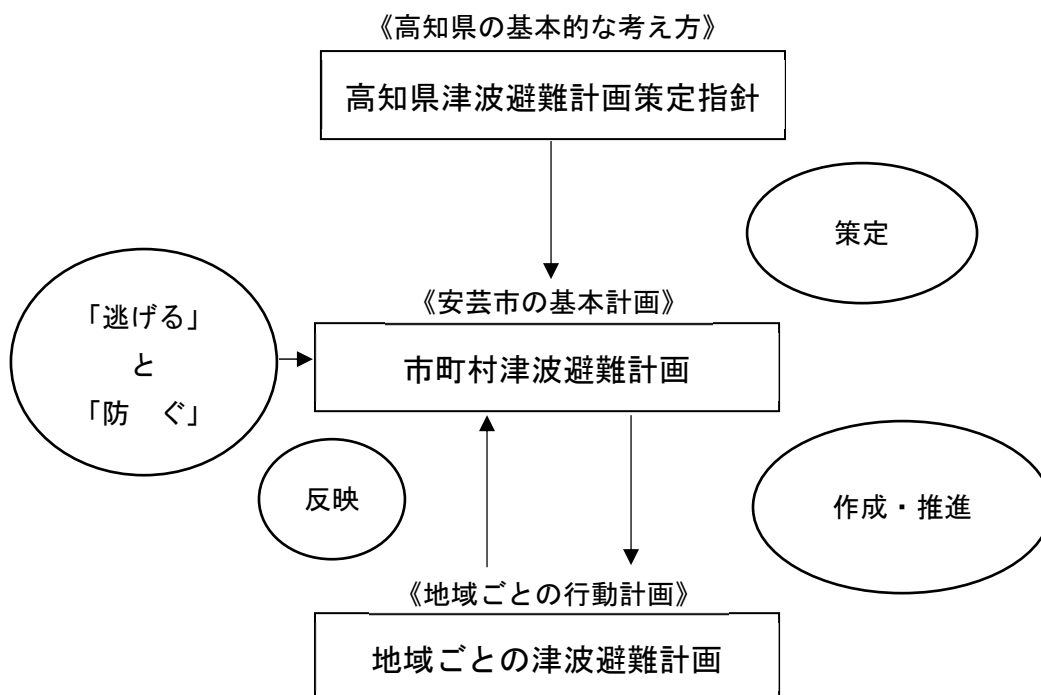
第2節 大津波から避難する対策

南海地震発生後、22分～23分後に大津波が沿岸域を襲う。そのため、「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強する。

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区等地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

そのため、市及び地域ごとに津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進する。

【津波避難計画の進め方】（「市町村津波避難計画策定指針」より）



1 津波の危険性を知る

- (1) 河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測等浸水予測の充実を図る。
- (2) 地域での学習会・研修会を支援する。
- (3) 過去の浸水の痕跡の明示や観光地において注意喚起を促す看板の設置等津波に対する危険性を明らかにする各種表示をする。
- (4) 住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報のデータベースの共有化を図る。

2 津波の発生を知る

- (1) 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 漁港等津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図る。
- (3) 観光客や釣客等土地勘のない方々への情報伝達手段の整備を図る。
- (4) 津波観測情報をいち早く伝えるため、津波観測施設の整備及びネットワーク化を図る。

3 津波から避難する

- (1) 緊急的な避難のため地域住民が設定する避難路や避難場所の整備の支援を行う。
- (2) 時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討する。
- (3) 地域の住民が安全に避難することができる避難路を確保するため、避難路沿道のブロック塀等の耐震対策をすすめるとともに、道路や陸橋の安全性を高める。
- (4) 夜間の停電時も想定し、自立性の避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進する。
- (5) 要配慮者が安全に避難できる体制を整備する。
- (6) 学校、PTA、自主防災組織等地域ぐるみの避難訓練の推進を図る。

4 避難の安全性を高める

- (1) 水門や陸閘等開口部の閉鎖対策を推進する。
- (2) 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図る。
- (3) 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。

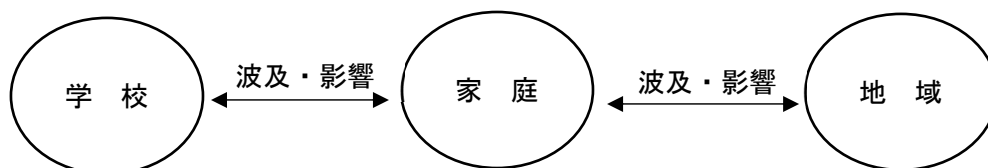
第3節 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取組みを家庭、地域へと広げ、県全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図る。

【防災教育の進め方】



1 学校・地域での防災教育

- (1) 発達段階に応じた学習プログラム、教育の研究、開発を推進する。
- (2) 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進する。
- (3) 教職員の防災研修を推進する

2 防災のエキスパートの養成

- (1) 防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。
- (2) 自主防災活動を担う人材の育成を図る。
- (3) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- (4) 日頃から防災活動を実施するNPOやボランティアの支援を行う。

3 防災の視点に立った公共施設の整備

- (1) 第2次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき各種の施設整備を図る。
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

4 技術的・財政的支援

- (1) 国・県に対して市の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。
- (2) 国の観測・予知体制の強化を要請する。
- (3) 計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供などについて、国、県及び防災関係機関の協力を得て、地域の取組みに対して支援する。

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「法」という）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という）の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

（1）地方自治体

機関名	事務又は業務
安芸市	ア 安芸市地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 ケ 消防、水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医薬品、その他物資の確保 ス 災害時の保健衛生及び応急教育 セ その他の災害発生の防衛又は拡大防止のための措置 ソ 災害復旧・復興の実施
高知県	ア 地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備

	ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示 ケ 水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医療品、その他物資の確保 ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ソ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 タ 災害復旧・復興の実施
--	---

(2) 指定地方行政機関

四国管区警察局	ア 管区内各警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 管区内各警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 エ 警察通信の確保及び統制 オ 管区内各県警察への気象予警報の伝達
四国財務局 高知財務事務所	ア 公共土木施設災害復旧事業査定立会 イ 農林水産業施設に関する災害復旧事業査定立会 ウ 災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 ① 預貯金の払い戻し及び中途契約 ② 手形交換、休日営業等 ③ 応急資金に係る融資相談 ④ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付 カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業

	<p>による農地、農業用施設等の防災</p> <p>イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理</p> <p>ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導</p> <p>エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策</p> <p>オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業</p> <p>カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
中国四国農政局 高知地域センター	災害時における応急食料の緊急引き渡し
四国森林管理局	<p>ア 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施</p> <p>イ 保安林（国有林）の整備保全</p> <p>ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整</p> <p>エ 民有林における災害時の応急対策等</p>
四国経済産業局	<p>ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保</p> <p>イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等</p>
中国四国産業保安監督部四国支部	<p>ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等</p> <p>イ 危険物等の保安の確保</p> <p>ウ 鉱山における災害の防止</p> <p>エ 鉱山における災害時の応急対策</p>
四国運輸局高知運輸支局	<p>ア 災害時における自動車による輸送の斡旋</p> <p>イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋</p>
大阪航空局高知空港事務所	<p>ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保</p> <p>イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</p>
高知海上保安部	<p>ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒</p> <p>イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</p> <p>ウ 海上における人命救助</p> <p>エ 避難者、救援物資等の緊急輸送</p>

	<p>オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査</p> <p>カ 海上における流出油事故に関する防除措置</p> <p>キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</p> <p>ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</p> <p>ケ 海上治安の維持</p> <p>コ 海上における特異事業の調査</p>
高知地方気象台	<p>ア 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達</p> <p>イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表</p> <p>ウ 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説</p> <p>エ 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
四国総合通信局	<p>ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導</p> <p>イ 高知地区非常通信協議会の育成指導</p> <p>ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</p> <p>エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</p> <p>オ 災害時における通信機器の供給の確保</p>
高知労働局	<p>ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</p> <p>イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</p> <p>ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</p> <p>エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</p> <p>オ 労働条件の確保に向けた総合相談</p> <p>カ 事業場の閉鎖時による賃金未払い労働者に対する未払い金立替払い</p> <p>キ 被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>ク 労働保険料の納付に関する特例措置</p> <p>ケ 雇用保険の失業認定</p> <p>コ 被災事業所離職者に対する求職者給付</p>
四国地方整備局	<p>ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p>

	ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 エ 直轄河川の水質事故対策、通報等 オ 直轄ダムの放流等通知 カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策 ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 ケ 災害関連情報の伝達・提供 コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
中国四国防衛局	ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

(3) 自衛隊

ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 イ 市が実施する防災訓練への協力 ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
--

(4) 指定公共機関

日本放送協会	ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 イ 災害時における広報活動及び災害状況等の速報 ウ 生活情報、安否情報の提供 エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
NTT 西日本(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常電話の確保及び気象警報等の伝達
(株)NTT DOCOMO 四国	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
ソフトバンク(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
楽天モバイル(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

	<ul style="list-style-type: none"> ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分 オ 被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除 カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い キ 通信病院の医療救助活動 ク 簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立て金による短期融資
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> ア 現金の確保決済機能の維持 イ 金融機関の業務運営の確保 ウ 非常金融措置の実施
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害時における医療救護 イ 遺体の処理及び助産 ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置 エ 被災地応急救護班の編成、派遣の措置 オ 被災地に対する救援物資の配付 カ 義援金の募集受付 キ 防災ボランティアの登録及び育成 ク 防災ボランティアの活動調整 ケ 各種ボランティアの調整、派遣
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ア 鉄道施設等の保全 イ 救援物資および避難者の輸送協力
四国電力送配電(株)	<ul style="list-style-type: none"> ア 電力施設の保全、保安 イ 電力の供給
KDDI(株) 高松テクニカルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害時における通信の疎通確保
四国ガス(株)(一社)高知県 LP ガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ア ガス施設の保全、保安 イ ガスの供給 ウ 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	<ul style="list-style-type: none"> ア 気象警報等の放送 イ 災害時における広報活動 ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 エ 住民に対する防災知識の普及 オ 生活情報・安否情報の提供

土佐くろしお鉄道(株)	ア 鉄道施設等の保全 イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通(株) (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	ア 災害時における救急医療活動 イ 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各都市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事
(公財)高知県消防協会	ア 防災・防火思想の普及に関する事 イ 消防団員等の教養・訓練及び教育に関する事 ウ 災害時要配慮者等の避難支援への協力に関する事
(公社)高知県看護協会	ア 災害看護に関する事 イ 災害時要配慮者等の健康対策に関する事
(社福)高知県社会福祉協議会	ア 災害時要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 イ 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関する事 ウ 災害ボランティアに関する事 エ 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
(株)高知新聞社	ア 県民に対する防災知識の普及に関する事 イ 災害時における広報活動 ウ 生活情報、安否情報の提供

(5) 公共的団体

ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
- (イ) 生産物の災害応急対策の指導に関する事
- (ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材斡旋に関する事
- (エ) 生産物の需給調整に関する事

イ 商工会議所

- (ア) 商工業者への融資斡旋に関する事
- (イ) 災害時における中央資金源の導入に関する事

(ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及び斡旋に関すること

(エ) 物価安定についての協力に関すること

ウ 厚生、医療、社会事業団体

(ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること

(イ) 災害時のり災者の保護、医療救護及び収容に関すること

エ 文化、教育事業団体

(ア) 災害時における炊き出し、り災者の救助、救護に関すること

(イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関すること

オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

調達手配に関する事項については、第2章「災害予防計画」第17節「生活関連物資等の確保に関する計画」に定めるところによる。

(2) 人員の配置

市は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、「安芸市地域防災計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編別表5のとおりとする。

(2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 市又は、堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は、水門等の閉鎖に係る操作員の安全に配慮し水門及び閘門の閉鎖を行わず、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 施設整備の方針
 - ア 市又は堤防、水門等の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うものとする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
 - イ 市又は堤防、水門等の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進するものとする。
 - ウ 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「安芸市津波避難計画」に定めるところによる。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として「安芸市津波避難計画」に定めるところによる。

4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、表1のとおり。
なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に

指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

表1 避難対象地域一覧表

令和元年8月末現在

避難対象地域	自主防災組織名	世帯数	人口
港町1丁目	港町1丁目防災会	120	238
港町2丁目	港町2丁目防災会	194	370
矢ノ丸1丁目	矢ノ丸1丁目地区自主防災会	98	187
矢ノ丸2丁目、矢ノ丸4丁目	矢ノ丸2・4丁目地区防災会	202	382
矢ノ丸3丁目、東浜、花園町	川向地区防災会 柳田地区自主防災会	487	1056
本町1丁目	本町1丁目地区自主防災会	169	322
本町2丁目	本町2丁目東防災会 本町2丁目西地区防災会	171	326
本町3丁目、久世町、寿町	安芸中央防災会	280	546
本町4丁目、庄之芝町、清和町	庄之芝・本4・清和町防災会	264	513
本町5丁目、染井町、千歳町、桜ヶ丘町	西浜西地区防災会 西浜東地区防災会	517	932
日ノ出町	日ノ出町地区自主防災会	165	255
幸町、宝永町	宝永町幸町地区自主防災会	366	726
黒鳥	黒鳥地区自主防災会	150	334
津久茂町、西浜	津久茂町地区自主防災会	239	496
伊尾木（西組北、西組南、西組前、中組町、中組前、中組浜、東組西、東組南、東組東、東組東ノ東、不動、河野）	伊尾木地区自主防災会	414	825
下山（大山、西ノ浜、浜ノ西、浜ノ東）	下山西地区自主防災会 下山東地区自主防災会	125	272
川北（前島、上島、中田、新町、片町、栄町、久保田南、西ノ島、清水寺岡）	川北地区自主防災会 西ノ島地区自主防災会	649	1420
土居春日	土居春日地区自主防災会	153	343
土居玉造	土居玉造地区防災会	57	153

土居下中	下中地区自主防災会	85	188
土居上中	上中地区自主防災会	119	258
土居廓中	土居廓中地区防災会	70	177
溝ノ辺	溝ノ辺高園地区防災会	42	90
長屋	稲葉・長屋地区防災会	68	168
江川	江川地区防災会	87	201
穴内（新城、大平、腰掛ノ下、八丁ノ下、塩屋、川口、堀切）	穴内川西自主防災会 穴内川東自主防災会	165	364
赤野（桜浜、東赤野、東寄、西寄、叶岡、叶岡前、住吉）	赤野地区防災会 赤野・叶岡前地区自主防災会	342	780

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、第3章「災害応急対策計画」第8節「応急避難計画」及び第9節「災害拡大防止活動計画」に定めるところによる。

(4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、アに

掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、「安芸市津波避難計画」に定めるところによる。

(8) 避難所における救護上の留意事項

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(9) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(10) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

5 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置として講ずるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第3章「災害応急対策計画」第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、第3章「災害応急対策計画」第2-1節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(2) 電気

ア 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

イ 指定公共機関四国電力株式会社安芸営業所が行う措置は、第3章「災害応急対策計画」第2-1節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関高知県LPガス協会が行う措置は、第3章「災害応急対策計画」第2-1節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(4) 通信

ア 指定公共機関NTT西日本株式会社高知支店が行う措置は、第3章「災害応急対策計画」第2-1節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

イ 市が行う支援の措置は、第3章「災害応急対策計画」第2-1節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、市、防災関係者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等から津波の円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、放送等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めるものとする。

7 交通対策

(1) 道路の対策

ア 市、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 海上の対策

ア 高知海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(3) 鉄道の対策

ア 鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 鉄道事業者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、歴史民俗資料館、書道美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事情

(ア) 学校等にあつては、

①当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

②当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機器等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイに掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材も確保に努めるものとする。

それぞれの整備計画は、「安芸市南海地震対策5ヵ年計画(H24~28)」(平成28年5月修正版)及び「第4次地震防災緊急事業5箇年計画」に定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保

○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある

事項に関する周知、その他必要な措置を行います。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等
 - （1）気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置します。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意します。
 - （2）地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう努めます。この場合において、防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意します。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮します。
 - （3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めます。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
 - （1）関係機関と連携して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努めます。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めます。
 - （2）地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応します。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備します。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとります。
- 4 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

5 住民避難対策

- (1) 市民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、地域住民等が、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（30センチメートルの津波浸水が30分以内に生じる地域（以下、「事前避難対象地域」という。））の全てを住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域として設定し、当該地域の地域住民等を対象に、避難指示を発令します。避難指示を発令する事前対象地域は別紙のとおりです。
- (2) 事前避難対象地域の地域住民等への避難指示の発令のほか、耐震性の不足する住宅及び斜面崩壊のおそれがある範囲の地域住民等に対して、親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の啓発を行います。また、事前の避難を希望する住民に対して、避難所の開設など必要な対応を行います。
- (3) 特に、事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知します。
- (4) 地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとします。

6 消防機関・警察の取るべき措置

1 消防機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

2 警察

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置

1 水道

水道事業の管理者等は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給する体制を確保します。

2 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給する体制を確保します。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続します。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保します。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保等の措置を講じます。

5 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとします。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図ります。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとします。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとします。

8 交通関係機関の取るべき措置

1 道路

- (1) 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。なお、事前避難

対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものします。

- (2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとしてします。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするよう周知に努めます。

2 海上

- (1) 高知海上保安部は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、津波に対する安全性に留意するものとしてします。
- (2) 高知海上保安部及び市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意します。この場合において、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮します。
- (3) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意します。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を講じます。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとしてします。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供します。

9 市が自ら管理又は運営する施設等に対する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市が自ら管理又は運営する施設等に対する対策については、「第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策」に準じた措置を講ずるものとしてします。

10 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるよう努めます。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し災害対策本部を設置します。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意します。
- (2) 地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう努めます。この場合において、防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意します。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮します。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めます。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

- (1) 関係機関と連携して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努めます。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応します。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備します。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとります。

4 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地

震に対して注意する措置をとるものとします。

5 関係機関のとりべき措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。
- (2) 関係機関においても、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は、「第6次地震防災緊急事業5箇年計画（令和3年度～令和7年度）」に定めるところによる。（第1章 第11節参照）

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、9月第1日曜日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要がある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知・ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節4(1)で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
赤野地区	避難経路の整備事業	1路線	平成29年度
	避難施設の整備事業	2箇所	令和5年度
土居地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成28年度
川北地区	避難施設の整備事業	3箇所	平成29年度
伊尾木地区	避難施設の整備事業	4箇所	令和6年度
	避難経路の整備事業	1路線	令和3年度
穴内地区	避難経路の整備事業	2路線	令和3年度
安芸地区	避難施設の整備事業	2箇所	令和11年度
	避難経路の整備事業	1路線	令和8年度

別紙

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（赤野）



南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（穴内・西浜）



別紙

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（安芸）



南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（安芸）



別紙

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（川北）



南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（伊尾木）



別紙

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（下山1/2）



南海トラフ地震臨時情報が発表された際の事前避難対象地域（下山2/2）

